

第3次
益田市男女共同参画計画

平成28年3月

島根県益田市

目次

第1部	計画策定にあたって	
1.	計画の趣旨	1
2.	計画策定の背景	1
	(1) 国の動き	1
	(2) 本市の動き	2
3.	計画の位置づけ	2
4.	計画の期間	2
5.	基本理念	2
6.	施策の体系	4
第2部	施策内容	
<基本目標Ⅰ>	男女の人権の尊重	5
	基本施策1 人権尊重の意識づくり	6
<基本目標Ⅱ>	安心・安全な暮らしの実現	8
	基本施策2 女性に対するあらゆる暴力の根絶	9
	基本施策3 生涯を通じた男女の健康支援	10
	基本施策4 安心して暮らせる環境づくり	11
<基本目標Ⅲ>	あらゆる分野における女性の活躍	12
	基本施策5 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大	12
	基本施策6 女性の活躍推進	13
<基本目標Ⅳ>	男女共同参画社会実現に向けた環境整備	15
	基本施策7 男女共同参画の視点に立った各種制度の整備	15
	基本施策8 男女共同参画の視点に立った防災体制の確立	16
<数値目標>		17
第3部	計画の推進	
1.	計画の推進体制	18
2.	計画の進捗管理	18

【資料編】

- 男女共同参画に関する意識調査結果について
- 男女共同参画社会基本法
- 益田市男女共同参画推進条例
- 益田市男女共同参画推進条例施行規則
- 益田市男女共同参画審議会委員名簿
- 用語の解説

第1部 計画策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

本市では、平成13年に益田市男女共同参画計画を策定し、平成18年の改定を経て、平成23年からは第2次益田市男女共同参画計画に基づき、誰もがいきいきと安心して暮らすことのできる豊かで活力に満ちた社会を築いていくため、様々な取組を進めてきました。

さらに、平成26年4月には、「益田市男女共同参画推進条例」を制定し、本市においても、男女が、互いに人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することのできる男女共同参画社会を実現することが最も重要な課題として位置づけました。そして、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、相互の連携協力の下、男女共同参画社会の実現をめざすとして、市の決意を表明しました。

この間、少子高齢化の急速な進展、人口減少、雇用の不安定化など、社会情勢の変化により、新たに生じた課題への取組も必要になってきました。また、東日本大震災の経験から、防災や災害対応においても男女共同参画の視点に立った取組の必要性が認識されるようになってきました。

このような中、様々な社会情勢や本市における課題を踏まえて、男女共同参画のまちづくり実現のための指針となる「第3次益田市男女共同参画計画」を策定します。

2. 計画策定の背景

(1) 国の動き

国では、人口減少や少子高齢化が急速に進展するなか、日本再興戦略の中核に「女性の活躍推進」を位置づけ、女性の力を「我が国最大の潜在力」と捉えた取組が進められるとともに、平成27年9月には、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という）」が施行されました。この法律は、女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力ある社会の実現を目的とし、女性に対する採用、昇進等の機会の積極的な提供及びその活用と、性別による固定的役割分担等を反映した職場慣行が及ぼす影響への配慮が行われること、職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備により、職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立を可能にすること、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきこと、が示されています。

また、国において策定されている「第4次男女共同参画計画」については、基本的な考え方がまとめられており、めざすべき社会として以下の4つを提示し、その実現を通じて、男女共同参画社会の形成の促進を図っていくこととしています。

- ① 男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、多様性に富んだ豊かで活力ある社会
- ② 男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会

- ③ 男性中心型労働慣行等の変革などを通じ、仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会
- ④ 男女共同参画を我が国における最重要課題として位置づけ、国際的な評価を得られる社会

(2) 本市の動き

本市では、第2次益田市男女共同参画計画に基づき、男女の人権の尊重、男女共同参画社会づくりに向けた慣行の見直しと意識の改革、政策・方針決定過程への男女共同参画の推進、家庭・地域・職場における男女共同参画の推進、国際的協調、計画の推進の6つの基本目標に沿って、様々な取組を進めてきました。

さらに、平成26年4月には、益田市男女共同参画推進条例を制定し、男女共同参画社会の実現をめざし、その推進を図ってきました。

3. 計画の位置づけ

本計画は、男女共同参画社会基本法第14条第3項に基づく「市町村男女共同参画計画」、益田市男女共同参画推進条例第9条に基づく「男女共同参画計画」として、位置づけます。さらに、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」、「女性活躍推進法」に規定する計画にあたります。

また、益田市総合振興計画や関連する諸計画との整合性を図り、本市における男女共同参画社会の実現を総合的かつ計画的に推進するための指針として示すものです。

4. 計画の期間

本計画の期間は、平成28年度から平成32年度までの5年間とします。

なお、社会情勢の変化などに対応するため、必要に応じて計画の見直しを行います。

5. 基本理念

本計画では、男女共同参画社会基本法の5つの基本理念を踏まえ、益田市男女共同参画推進条例に規定しております7つの基本理念に基づいて男女共同参画社会の実現をめざします。

- (1) 男女が個人としての尊厳が重んじられ、性別による差別的な取扱いを受けず、個人として能力を発揮する機会が確保されること。
- (2) ドメスティック・バイオレンスその他性別に起因する暴力的行為が根絶されること。
- (3) 社会における制度や慣行が男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことがないよう配慮されること、及び男女が性別による固定的な役割分担にとらわれることなく多様な生き方を選択できること。
- (4) 男女が社会の対等な構成員としてそれぞれのワーク・ライフ・バランスを尊重され、市における政策又は事業者における方針の立案及び決定の過程に参画する機会が確保されること。

- (5) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、家事、育児、介護等について、家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、社会における活動等に参画することができること。
- (6) 妊娠、出産その他の性と生殖に関する事項に関し、男女が互いの性を理解し合うこと、自らの意思が尊重されること、及び生涯にわたり健康な生活を営むことができること。
- (7) 男女共同参画社会の形成の促進に関する国際社会の動向に留意し、協調して行われること。

※ ドメスティック・バイオレンス（DV）

配偶者その他親密な関係にある、又はあった者から振るわれる身体的、精神的、性的又は経済的なあらゆる形の暴力行為をいう。

※ ワーク・ライフ・バランス

一人一人が、やりがい及び充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、仕事と家庭、地域生活等との調和が保たれ、人生の各段階に応じて多様な生き方を選択し、及び実現できることをいう。

6. 施策の体系

基本目標（4項目）		基本施策（8項目）		具体施策（19項目）
I	男女の人権の尊重	1	人権尊重の意識づくり	(1) 意識啓発の推進 (2) 学校教育における男女共同参画の推進 (3) 社会教育における男女共同参画の推進 (4) 相談体制の充実
II	安心・安全な暮らしの実現	2	女性に対するあらゆる暴力の根絶	(1) 暴力根絶に向けた意識啓発の推進 (2) 適切な相談の実施 (3) 被害者に対する支援
		3	生涯を通じた男女の健康支援	(1) 性差に応じた健康支援 (2) 妊娠・出産等に関する健康支援
		4	安心して暮らせる環境づくり	(1) 男女共同参画の視点に立った生活支援 (2) 福祉サービスの充実
III	あらゆる分野における女性の活躍	5	政策・方針決定過程への女性の参画の拡大	(1) 審議会等への女性の積極的登用 (2) 庁内における女性の積極的登用 (3) 地域における男女共同参画の推進
		6	女性の活躍推進	(1) 男女共同参画に取り組む事業者への支援 (2) 多様な働き方への支援
IV	男女共同参画社会の実現に向けた環境整備	7	男女共同参画の視点に立った各種制度の整備	(1) 子育て支援の充実 (2) 介護支援の充実
		8	男女共同参画の視点に立った防災体制の確立	(1) 防災分野での男女共同参画の推進

第2部 施策内容

基本目標Ⅰ 男女の人権の尊重

<現状と課題>

本市で、平成27年5月に実施した「男女共同参画に関する意識調査（以下「意識調査」という）」の結果によると、分野別の男女の地位の平等についての質問で、男性の方が優遇されていると答えた人の割合が、政治の場では82.3%（平成22年6月に実施した前回調査（以下「前回という」）63.2%）、社会通念・慣習・しきたりなどでは81%（前回69.5%）、社会全体では80.4%（前回67.7%）と5年前の調査よりも上がってきておりさまざまな領域での男女不平等（男性優遇）感が強まっています。これは、市民の男女不平等に対する問題意識が高まった結果とも考えられますが、どのような点において不平等が感じられているのかを明らかにし、その解決に向けてどうすればよいか考えることが必要です。そのためには、さまざまな立場の人がそれぞれどのような状況に置かれているか、互いに理解を深めることが重要になります。

その点に関連して、今回の意識調査では、「男は外で働き、女は家庭を守るべきである」と肯定的に答えた人の割合は、35.9%（前回32.3%）、「自治会などの団体の代表者は男性の方がうまくいく」と肯定的に答えた人の割合は、64.7%（前回59.3%）、「女性には細やかな気配りが、男性にはいざというときの決断力が必要だ」と肯定的に答えた人の割合は、71.5%（前回73%）でした。性別や年齢層によって差はあるものの、全体的には依然として固定的な役割分担意識が根強く残っています。「男はこう、女はこう」という決めつけは、一人ひとりの多様な生き方が尊重される社会の実現にとっての阻害要因となります。

男女が性別にかかわらず個人として尊重され、自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる多様性に富んだ豊かで活力ある男女共同参画社会の実現に向けて、講演会や研修を通じて、さらなる人権教育、意識啓発に努めます。そして、学校や地域において、男女共同参画の視点に立った教育の充実を図ります。

基本施策 1 人権尊重の意識づくり

(1) 意識啓発の推進

	具体的取組	取組の内容	所管課
1	講演会や研修の開催	男女をはじめ、あらゆる人権問題の解決に向けて人権尊重意識を高めるための講演会や研修を開催します。 ○人権教育、啓発活動の実施 ○男女共同参画に関する講座等の実施 ○益田市男女共同参画推進条例の周知	人権センター
2	意識啓発の充実	男女共同参画に関する世界や国の動きについて、情報提供を行います。また、男女共同参画の視点に立った慣行の見直しや意識啓発を進めます。 ○市広報やホームページ、ケーブルテレビ等での情報提供 ○男女共同参画週間や人権週間でのパネル展示 ○男女共同参画通信の発行 ○男女共同参画に関する書籍やDVD等の資料の充実	人権センター

(2) 学校教育における男女共同参画の推進

	具体的取組	取組の内容	所管課
3	男女共同参画の視点に立った学校教育の充実	学校教育全体を通じて、男女共同参画の視点に立った教育の充実を図ります。 ○人権の尊重についての教育の推進 ○男女平等、男女相互理解についての教育の推進 ○家族や家庭生活の大切さについての教育の推進	学校教育課
4	教職員に対する男女共同参画の意識づくり	男女共同参画への理解を深めるため、教職員を対象とした研修を実施します。 ○男女共同参画を進めるための教職員研修の実施 ○女性の人権課題を取り上げた教職員研修の実施	学校教育課 人権センター

(3) 社会教育における男女共同参画の推進

	具体的取組	取組の内容	所管課
5	学習機会の提供	固定的な性別役割分担意識の見直し等、男女共同参画に関する理解を深めるための取組を行います。 ○市民学習センターでの講座の実施 ○各地区公民館での学習機会の提供	社会教育課

(4) 相談体制の充実

	具体的取組	取組の内容	所管課
6	相談体制の強化	あらゆる人権問題の相談に対応するため、相談担当者の資質の向上や相談体制の充実を図るとともに、関係機関との連携強化に努め、支援の充実を図ります。 ○行政機関等相談担当者ネットワーク会議の開催	人権センター
7	研修会等の実施	生活相談員等の資質向上のための研修会を実施します。 ○DV等のテーマを取り入れた講座の実施	生活福祉課

基本目標Ⅱ 安心・安全な暮らしの実現

<現状と課題>

女性に対する暴力は重大な人権侵害です。市民の安心・安全な暮らしを実現するためには、こうした暴力は根絶しなければなりません。

しかしながら、本市で行った意識調査の結果によると、セクシャル・ハラスメントの被害について、自分自身が被害に遭ったと答えた女性の割合は 14.7%（前回 12.2%）、また、ドメスティック・バイオレンス（DV）の被害について、自分自身が被害に遭ったと答えた女性の割合は 14.7%（前回 11.4%）となっています。被害の実態は少なくなっておらず、引き続き、発生防止や意識啓発、被害者支援に努める必要があります。その際、相談機関の周知徹底もあわせて行っていく必要があります。残念ながら、意識調査の結果によると、DV相談機関について 63.7%の人が知らないと答えているのが現状です。

今回の意識調査では初めてマタニティ・ハラスメントの被害についても尋ねました。自分自身が被害に遭ったと答えた女性は 4.9%、自分のまわりの人が被害に遭ったと答えた女性は 11.8%となっています。マタニティ・ハラスメントもまた、深刻な性差別問題として取り組んでいく必要があります。

男女共同参画社会で実現される安心・安全な暮らしは、こうした性暴力・性差別の根絶に加え、多様な生き方が尊重されるための環境づくりによって支えられるものです。

よって、女性が安心して安全に子どもを産み育てることができるよう、妊娠・出産・子育てにわたり途切れることのない支援や、非正規雇用労働者やひとり親等、困難な状況に置かれている女性に対して実情に応じたきめ細かな支援を行うことにより、一人ひとりの女性が安心して暮らしていくことができるよう、男女共同参画の視点に立った環境づくりを進めていきます。

※ セクシャル・ハラスメント（セクハラ）

性的な言動による嫌がらせ行為。

※ マタニティ・ハラスメント（マタハラ）

働く女性が妊娠・出産を理由として職場で受ける精神的・肉体的な嫌がらせ行為。

基本施策2 女性に対するあらゆる暴力の根絶

(1) 暴力根絶に向けた意識啓発の推進

	具体的取組	取組の内容	所管課
8	意識啓発と予防の充実	女性に対する暴力が重大な人権侵害であることを周知し、暴力防止に向けた講演会や街頭啓発活動を行い、意識啓発に努めます。 ○「女性に対する暴力をなくす運動」街頭啓発活動への参加 ○市広報やホームページ、ケーブルテレビ等での情報提供 ○リーフレットや相談カードの設置 ○DV相談窓口の周知 ○セクシャル・ハラスメント、パワー・ハラスメントマタニティ・ハラスメント防止対策の推進	子育て支援課 人権センター 産業支援センター
9	若年層への意識啓発	男女の人権尊重の意識啓発及びデートDVの未然防止教育を積極的に行います。 ○中学生を対象としたデートDV防止出前講座の実施	子育て支援課 人権センター

(2) 適切な相談の実施

	具体的取組	取組の内容	所管課
10	相談体制の充実	相談しやすい体制づくりに努め、相談者へ適切な支援を行います。また、相談担当者の資質向上のため、県等関係機関が実施する研修に積極的に参加します。	子育て支援課 人権センター
11	関係機関との連携強化	庁内外の関係機関との連携強化を図り、適切な支援が行えるように努めます。 ○益田圏域女性に対する暴力対策関係機関連絡会の開催 ○女性相談庁内連絡会の開催	子育て支援課

(3) 被害者に対する支援

	具体的取組	取組の内容	所管課
12	被害者支援の充実	関係機関との連携により、被害者に対する適切な情報提供及び支援に努めます。 ○ワンストップ・同行支援の実施 ○児童相談所、警察署と連携した支援の実施	子育て支援課

基本施策3 生涯を通じた男女の健康支援

(1) 性差に応じた健康支援

	具体的取組	取組の内容	所管課
13	性教育の実施	男女が互いの身体的性差を理解し、性差に応じた健康について、「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」（性と生殖に関する健康と権利）の視点で取組を行います。 ○学校における性教育の実施 ○性に関する情報提供	学校教育課 健康増進課
14	健康の保持増進	男女が性差に応じた健康保持を支援するための取組を推進します。男女が適切に健康の自己管理ができるよう生涯を通じた健康保持に関する普及啓発に努めます。	健康増進課

※ リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）

身体的、精神的、社会的に良好な状態にあり、安全に性生活を営み、子どもをいつ何人産むか産まないかなどについて、女性の自己決定を尊重する考え方のことで、安全な妊娠・出産や子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれている。広く女性の生涯にわたる健康の確立をめざすものであり、国際的に女性の人権の一つとして認識されている。

(2) 妊娠・出産等に関する健康支援

	具体的取組	取組の内容	所管課
15	子どもと母親の健康支援	妊娠・出産期における子どもと母親の健康を確保し、育児支援の充実を図ります。 ○母子健康手帳交付時の保健指導・相談の充実 ○妊婦健診に対する費用の助成 ○妊婦とその家族を対象にした事業の実施 ○乳児家庭全戸訪問事業の実施	子育て支援課 子育て支援センター

基本施策 4 安心して暮らせる環境づくり

(1) 男女共同参画の視点に立った生活支援

	具体的取組	取組の内容	所管課
16	相談体制の充実	困難な状況に置かれているひとり親家庭、高齢者、障がい者、外国人等からの相談に対して、適切な支援を行います。	子育て支援課 高齢者福祉課 生活福祉課 人権センター
17	自立のための支援	ひとり親家庭等の自立と就業の促進に対して、きめ細かい支援の充実に努めます。 ○母子家庭高等技能訓練促進給付金の支給 ○児童扶養手当の支給 ○自立支援教育訓練給付金の支給	子育て支援課
18	関係機関との連携	困難な状況に置かれているひとり親家庭、高齢者、障がい者、外国人等に対して、医療、教育、就労等分野を超えた総合的な取組が必要であるため、関係機関と連携を図り支援を行います。	全課
19	外国人保護者に対する支援	言葉や文化・習慣の違いにより課題を抱えた外国人の子育て家庭に対して支援を行います。 ○親子ニコニコ交流日事業への支援	子育て支援課

(2) 福祉サービスの充実

	具体的取組	取組の内容	所管課
20	高齢者福祉サービスの充実	認知症や一人暮らしの高齢者をはじめとして、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう高齢者福祉サービスの充実を図ります。 ○福祉サービスガイド「ちえぶくろ」・パンフレット配布、ホームページ掲載等による情報提供 ○介護保険制度の充実 ○介護保険制度以外のサービスの充実	高齢者福祉課
21	障がい者福祉サービスの充実	障がい者が住み慣れた地域で安心して自立した生活を営むことができるよう障がい者福祉サービスの充実を図ります。 ○移動支援事業・日中一時支援事業の実施 ○児童発達支援・放課後等デイサービスの実施	生活福祉課

基本目標Ⅲ あらゆる分野における女性の活躍

<現状と課題>

政策・方針決定の過程において、男性のみならず女性の声を反映させることは、男女共同参画社会の実現にとって欠かせないことです。本市では、審議会等への女性の参画率を40%にすることを目標に取組を進めてきましたが、平成27年度では32.3%で目標を下回っています。これについては、目標達成できない原因の分析を行いながら、女性の参画率向上を実現していく必要があります。そして、庁内や地域においても意思決定の場へ女性の参画の拡大を図る取組を進めていきます。

女性の少ない領域に女性の参画を増やしていくためには、社会全体でのワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）に向けた取組が重要になると考えられます。仕事・家庭・自分自身のための時間をそれぞれどのように配分したいかについての個人の理想が、十分に尊重されることで、男性も女性もさまざまな領域で活躍することが可能となります。今回の意識調査結果によると、理想のワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）が実現していると答えた人の割合は、男性66%、女性66.9%であったのに対して、実現していないと答えた人の割合は、男性34%、女性33%でした。一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き仕事上の責任を果たすとともに、仕事・家庭・自分自身のための時間との調和が保たれ、多様な働き方や生き方を選択できるように、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組を市や市民、事業者が連携して行っていく必要があります。

基本施策5 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

(1) 審議会等への女性の積極的登用

	具体的取組	取組の内容	所管課
22	審議会等への女性の積極的登用	審議会等への女性参画率の目標を40%として、積極的に女性の参画を拡大します。 ○女性参画率向上に向けた取組 ○女性委員「ゼロ」を脱却するための取組	全課

(2) 庁内における女性の積極的登用

	具体的取組	取組の内容	所管課
23	女性の管理職等への登用促進	性別にとらわれない職員配置と職務分担を促進するとともに、女性職員の管理職への登用を進めます。 ○女性職員のスキルアップを支援する講座・研修会を通じた人材育成	人事課
24	市職員研修の実施	正しい知識を習得し、人権尊重意識や男女共同参画の視点に立って、それぞれの職務の遂行に努めます。 ○人権・同和教育研修を業務と位置付け、参加促進強化	人事課

(3) 地域における男女共同参画の推進

	具体的取組	取組の内容	所管課
25	地域における女性の参画拡大	地域自治組織及び自治会等の意思決定の場への女性の参画を拡大し、女性の視点も含めた男女共同参画を推進します。 ○地域自治組織等の役員への女性の参画拡大 ○地区振興センター運営委員会への女性の参画拡大 ○公民館運営委員会への女性の参画拡大	人口拡大課 社会教育課
26	農林漁業団体への女性の参画拡大	農林漁業関係団体などにおける女性の参画を促進し、男女共同参画を推進します。 ○女性グループ活動の支援	農業振興課 林業水産課

基本施策 6 女性の活躍推進

(1) 男女共同参画に取り組む事業者への支援

	具体的取組	取組の内容	所管課
27	職場における女性の活躍支援	採用者に占める女性比率、勤続年数の男女差、労働時間の状況、管理職に占める女性比率などについて状況を調査し、職場における女性の活躍推進に関する取組を行う事業者を支援します。	産業支援センター 人権センター

	具体的取組	取組の内容	所管課
28	ワーク・ライフ・バランス実現のための支援	ワーク・ライフ・バランスをはじめ、男女共同参画についての意識啓発の推進や制度の周知を図ります。 ○講演会等を通じた意識啓発 ○育児・介護休業制度の周知 ○男性の育児・介護休業取得率向上をめざす取組	産業支援センター 子育て支援課 人権センター
29	働きやすい職場環境づくりへの支援	仕事と子育て等の両立支援に取り組む事業者を支援します。 ○しまね子育て応援企業（こっころカンパニー）認定制度への協力 ○ワーク・ライフ・バランスに取り組む事業者の調査・紹介 ○子育てを応援するイクボス（管理職）の拡大 ○主体的に子育てするイクメンの拡大	産業支援センター 子育て支援課 人権センター

※ イクメン

子育てする男性（メンズ）の略語。積極的に子育てを楽しみ、自らも成長する男性のことをいう。

※ イクボス

職場で共に働く部下・スタッフのワークライフバランス（仕事と生活の両立）を考え、その人のキャリアと人生を応援しながら、組織の業績も結果を出しつつ、自らも仕事と私生活を楽しむことができる上司（経営者・管理職）のことをいう。

(2) 多様な働き方への支援

	具体的取組	取組の内容	所管課
30	就労支援のための情報提供	関係機関と連携し、女性の就労支援のための情報提供を行います。 ○就職フェアなどの周知	産業支援センター
31	起業への支援	起業をめざす女性に対する支援を行います。 ○関係機関と連携し、空店舗などの情報提供や補助を実施	産業支援センター

基本目標Ⅳ 男女共同参画社会の実現に向けた環境整備

<現状と課題>

意識調査結果では、男女共同参画社会の実現に向け優先的に取り組むべき課題として、高齢者施設や介護サービスの充実と答えた人の割合は62.4%、続いて子育て環境・サービスの充実55.7%、DV被害者支援44.9%でした。身近でかつ喫緊な課題への要望が強くあげられていました。

男女共同参画の視点に立ち、男女ともにライフスタイルを柔軟に選択できる社会の実現に向けた制度・慣行の見直しを進めるとともに、それを支える子育て・介護の支援基盤の整備に努めます。

また、これらに加えて、災害時における男女共同参画施策も必要だと認識されるようになってきました。非常事態においても、さまざまな立場の人に対してきめ細かな対応ができるよう、防災対策についてはその検討段階から、多様な声が反映されるような工夫が必要です。防災分野での男女共同参画の視点を取り入れた、事前の備え、避難所運営、被害者支援に努めます。

基本施策 7 男女共同参画の視点に立った各種制度の整備

(1) 子育て支援の充実

	具体的取組	取組の内容	所管課
32	多様な保育サービスの充実	様々な就労形態に対応できる保育サービスを充実し、保護者が安心して働くことができる環境を整備します。 ○保育所・幼稚園における保育サービスの充実 ○特別保育サービスの実施	子育て支援課
33	ファミリー・サポート・センター事業の利用促進	地域での子育ての相互支援活動であるファミリー・サポート・センター事業により、保護者と子どもの生活の安定を図ります。	子育て支援センター
34	放課後児童クラブの充実	小学生が安全に安心して生活できる放課後の居場所を確保することにより、子育て支援を行います。 ○放課後児童クラブの拡充 ○放課後子ども教室の実施	子育て支援課 社会教育課

	具体的取組	取組の内容	所管課
35	交流機会や相談の場の提供	子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安・悩みを相談できる場を提供します。 ○子育て支援センター事業の推進 ○子育てサロンの拡充	子育て支援課 子育て支援センター

(2) 介護支援の充実

	具体的取組	取組の内容	所管課
36	介護に関する知識の普及と心理的支援	仕事と介護が両立できるように、高齢者を介護している家族に対して介護に関する知識を普及し、介護技術の向上と精神的ストレスや不安感の解消を図ります。 ○介護者を対象とした研修会、交流会の実施	高齢者福祉課
37	介護者への支援	介護者の疾病等で一時的に介護が困難な状況になった場合に、高齢者、障がい者の生活の安定を図り、介護者の負担を軽減します。 ○介護保険制度の充実（再掲） ○介護保険制度以外のサービスの充実（再掲） ○障がい者短期入所、日中一時支援の実施	高齢者福祉課 生活福祉課

基本施策 8 男女共同参画の視点に立った防災体制の確立

(1) 防災分野での男女共同参画の推進

	具体的取組	取組の内容	所管課
38	防災対策に関する男女共同参画の意識啓発	男女共同参画の視点に立った防災対策の必要性について、意識啓発を行います。 ○防災に関する研修会等の実施 ○益田市男女共同参画推進条例の周知	危機管理課 人権センター
39	自主防災組織への女性の参画促進	災害に備え地域で組織する自主防災組織において、組織委員や役割に応じて編成される各班への女性の参画を促進します。	危機管理課
40	男女共同参画の視点に立った避難所運営	性別の違いに配慮した避難所運営を推進します。	危機管理課

第3次計画の数値目標

基本 目標	基本 施策	項目	現状値 (H27)	目標値 (H32)	所管課
I	1	益田市男女共同参画推進条例の認知度 ※（「概要を知っている」「言葉を聞いたことがある」と 答えた人の割合）	51.8%	80%	人権センター
		益田市男女共同参画計画の認知度 ※（「概要を知っている」「言葉を聞いたことがある」と 答えた人の割合）	55.3%	80%	
II	2	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に 関する法律の認知度 ※（「概要を知っている」「言葉を聞いたことがある」と 答えた人の割合）	82.2%	100%	
III	5	審議会等への女性の参画率	32.3%	40%	全課
		女性が委員として参加している審議会等の比率	86.3%	100%	
	6	市の政策への女性の意見反映度 ※（「十分に反映されている」「ある程度反映されている」 と答えた人の割合）	48.1%	80%	人権センター
		仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス） の認知度 ※（「概要を知っている」「言葉を聞いたことがある」と 答えた人の割合）	63.1%	80%	人権センター
		こっころカンパニー市内企業数	14 社	25 社	子育て支援課 産業支援セン ター
IV	8	自主防災組織への女性の参画	54 組織	60 組織	危機管理課

※平成27年5月に実施した市民意識調査結果による数値

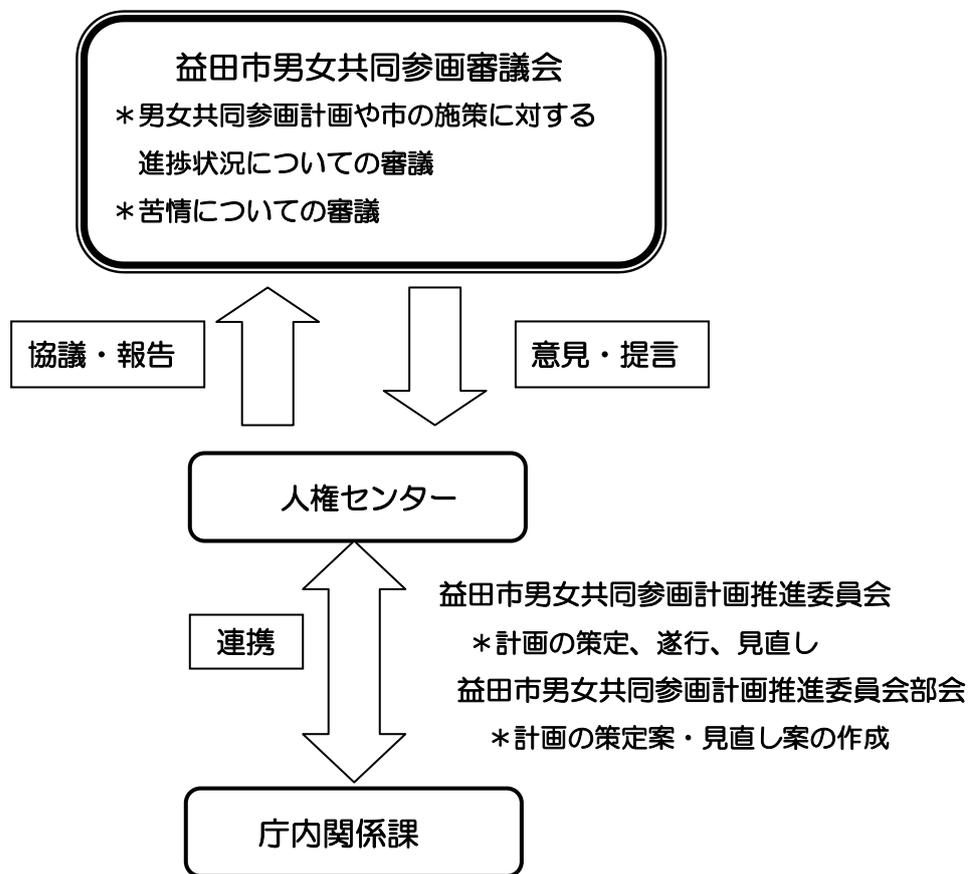
第3部 計画の推進

1. 計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、関係課長を構成員とする益田市男女共同参画計画推進委員会を設置し、関係部署と連携しながら一体となって取組を進めるとともに、学識経験を有する者、公募に応じた者、その他市長が必要と認める者 15 名からなる益田市男女共同参画審議会を設置し、計画の策定、見直し、進捗状況等について審議し、男女共同参画施策の推進を図ります。

また、男女共同参画の推進にあたっては、5 年ごと及び必要に応じて調査を行い実態を把握し、市民の意見を取り入れながら、市民と行政の協働により進めていきます。

併せて、男女共同参画都市宣言についても検討していきます。



2. 計画の進捗管理

本計画の実施にあたっては、益田市男女共同参画審議会に毎年度報告するとともに、その状況について点検・評価を行い、益田市男女共同参画計画推進委員会と連携を図り改善や見直しなど必要な措置を講じていくこととします。

《資料編》

- 男女共同参画に関する意識調査結果について
- 男女共同参画社会基本法
- 益田市男女共同参画推進条例
- 益田市男女共同参画推進条例施行規則
- 益田市男女共同参画審議会委員名簿
- 用語の解説

男女共同参画に関する意識調査結果について

1. 調査の目的

この調査は、男女共同参画に関する市民の意識を把握し、平成 27 年度に策定する第 3 次益田市男女共同参画計画の基礎資料にするとともに、男女共同参画社会の実現に向けた施策を充実させることを目的として行うこととする。

2. 調査の概要

(1) 調査対象者

益田市内に住所を有する満 20 歳以上の市民 1,000 人

(2) 調査対象者の抽出方法

住民基本台帳から無作為抽出方法により抽出

(3) 実施方法と実施時期

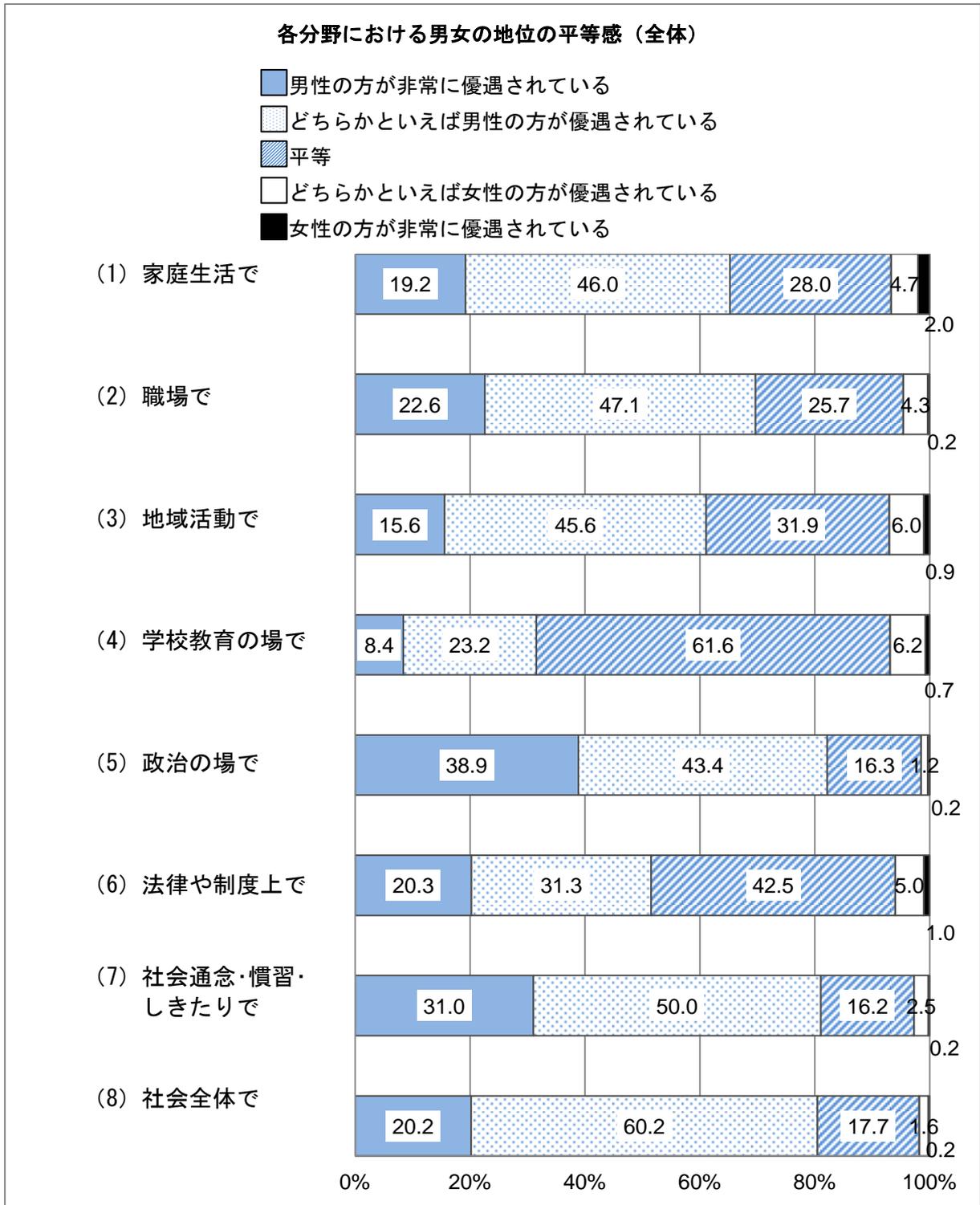
平成 27 年 5 月 14 日、郵送により送付し、6 月 5 日を締切として回収を行った

3. 回収結果

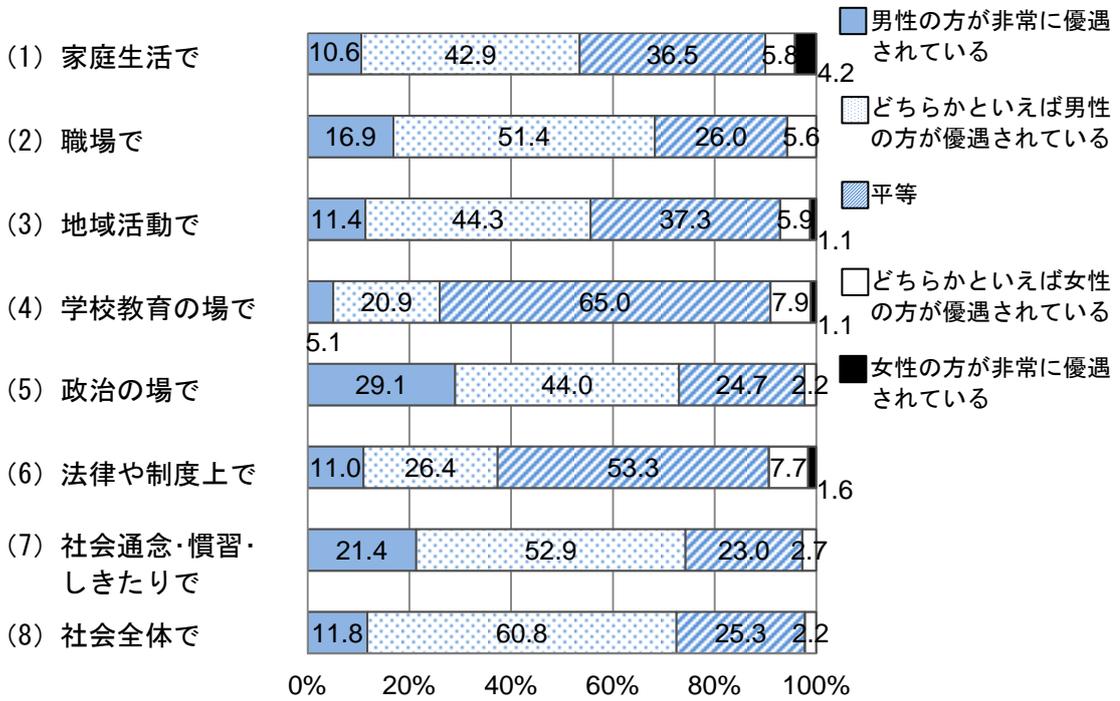
(1) 回収数 463 人（男性 195 人、女性 268 人）

(2) 回収率 46.3%

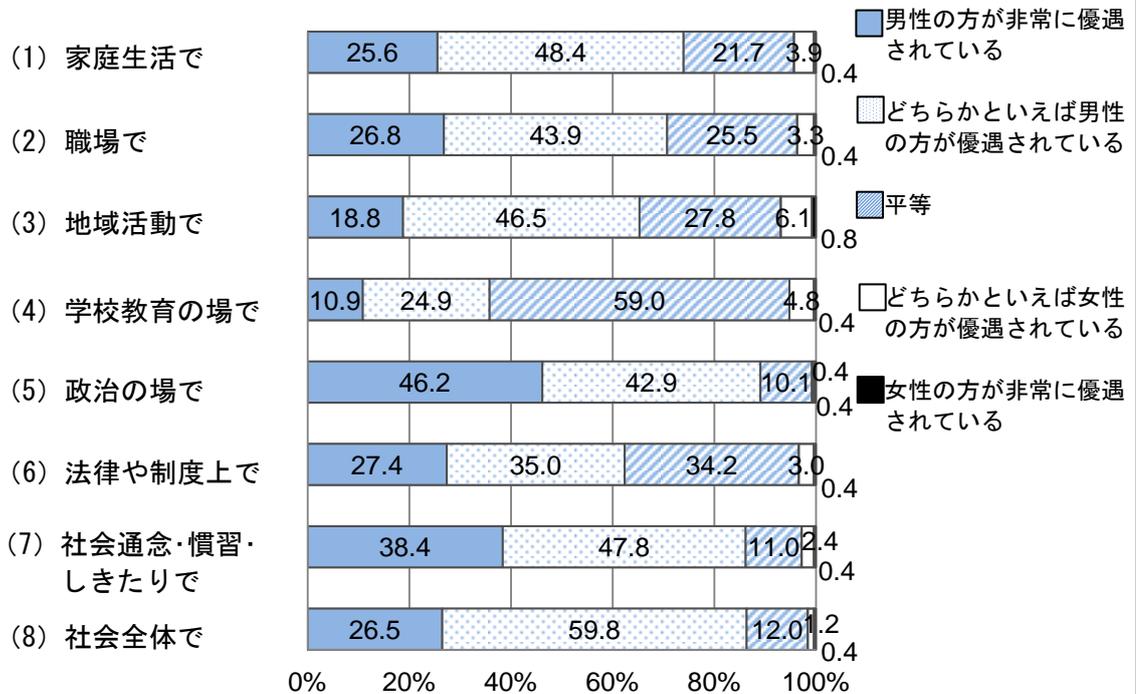
【問 1】次にあげるような分野で男女の地位は平等になっていると思いますか。



各分野における男女の地位の平等感（男性）

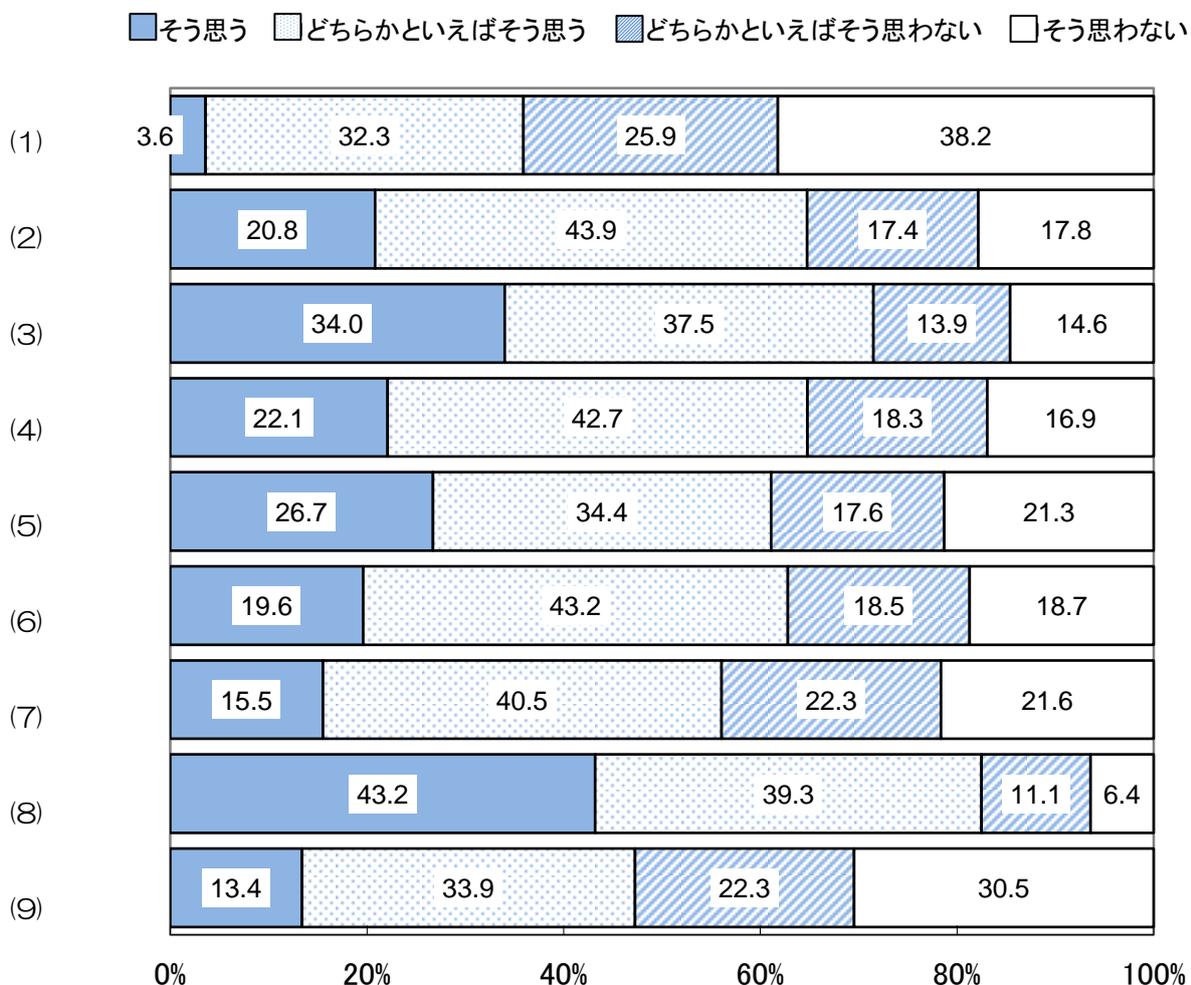


各分野における男女の地位の平等感（女性）

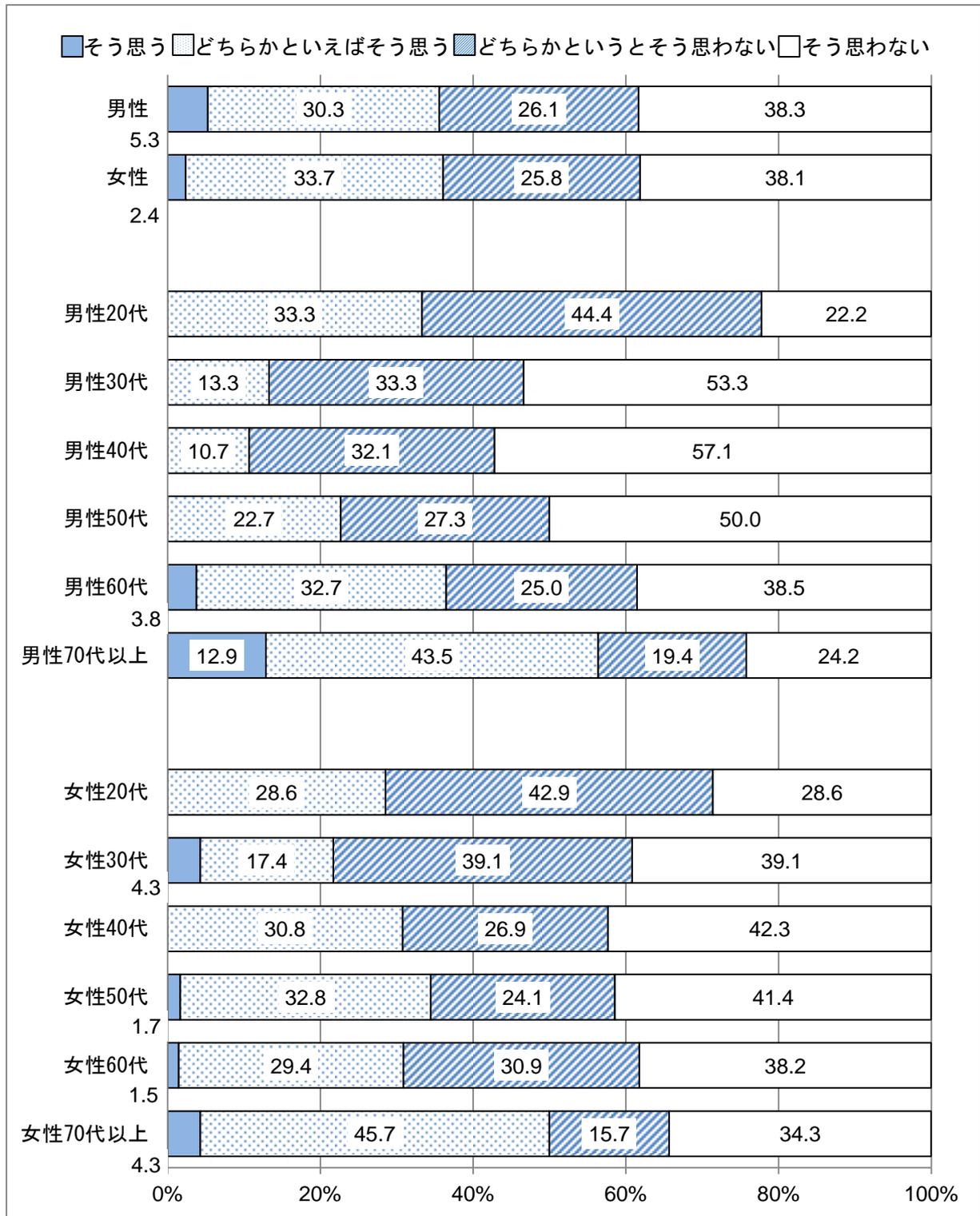


【問2】次にあげることがらについて、どう思いますか。

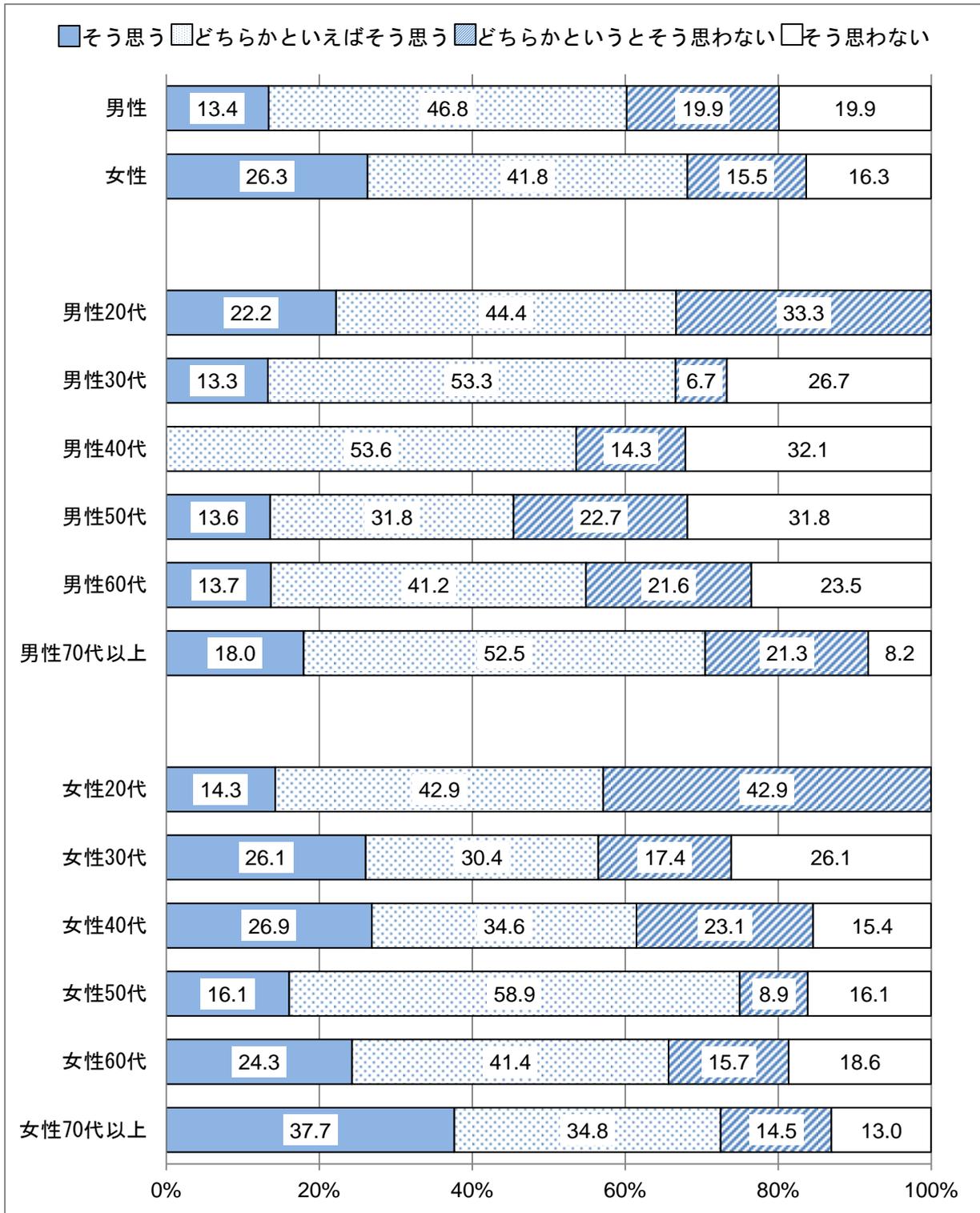
- (1) 男は外で働き、女は家庭を守るべきである
- (2) 自治会などの団体の代表者は、男性の方がうまくいく
- (3) 女性には細やかな気配りが、男性にはいざというときの決断力が必要だ
- (4) 子育ては、やはり母親でなくてはと思う
- (5) 世帯主に男性になるのは当然だと思う
- (6) 家事は女性の方が向いていると思う
- (7) 介護は女性の方が向いていると思う
- (8) 男女ともに、経済的に自立することが望ましい
- (9) 職場の上司は、女性よりも男性の方がよいと思う



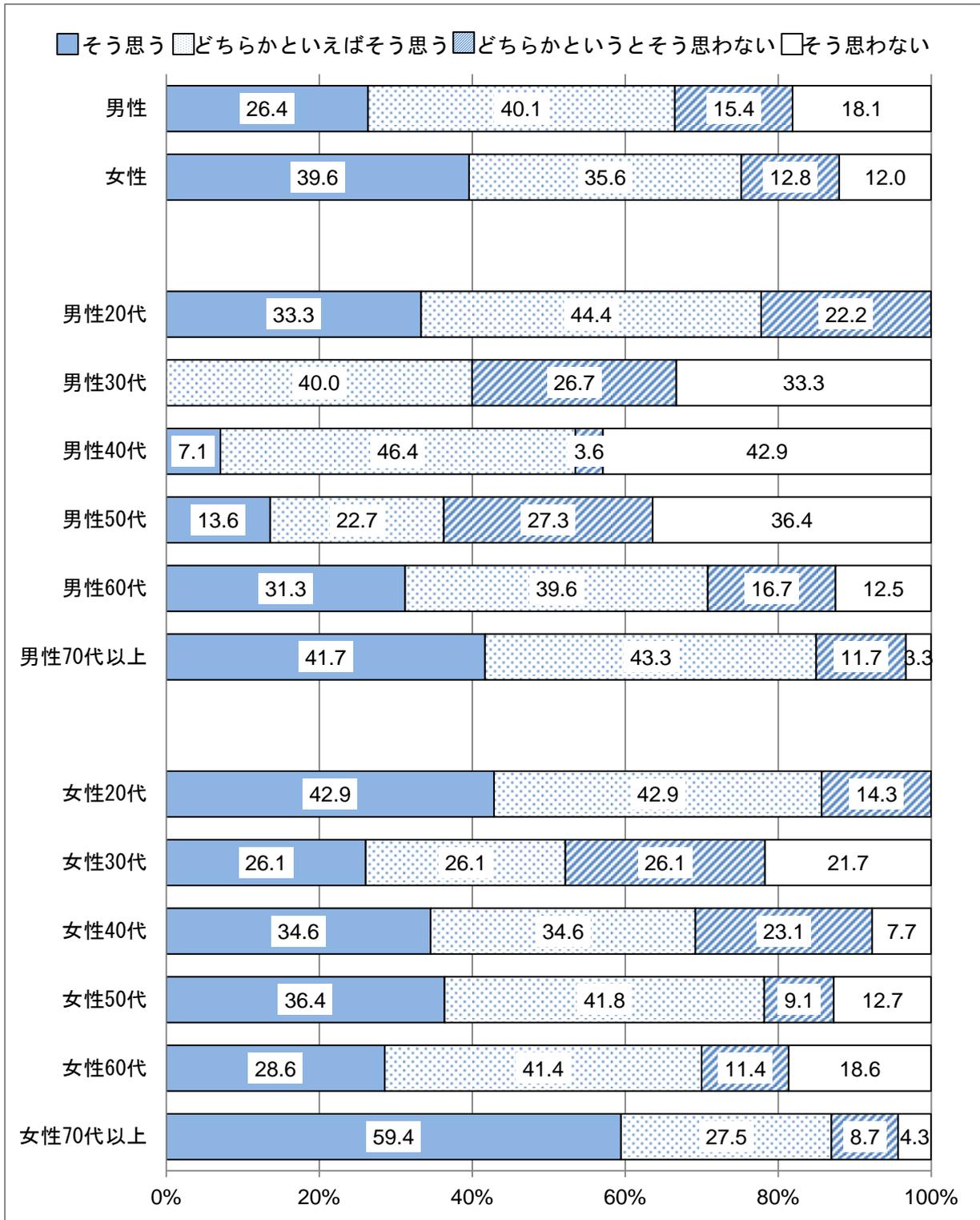
(1) 男は外で働き、女は家庭を守るべきである



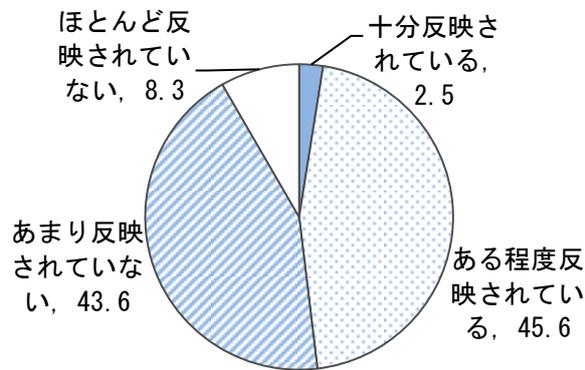
(2) 自治会などの団体の代表者は、男性の方がうまくいく



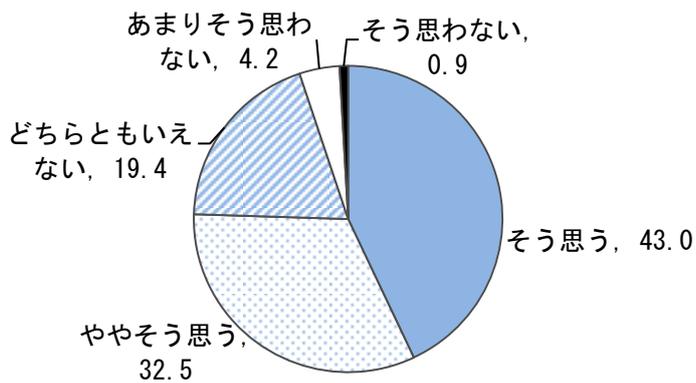
(3) 女性には細やかな気配りが、男性にはいざというときの決断力が必要だ



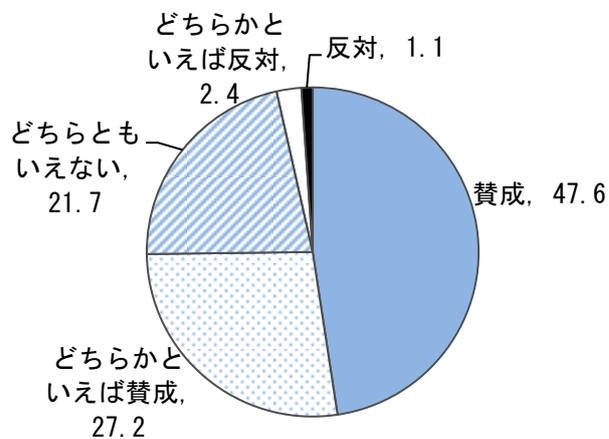
【問3】 益田市の政策について女性の意見や考え方がどの程度反映されていると思いますか。



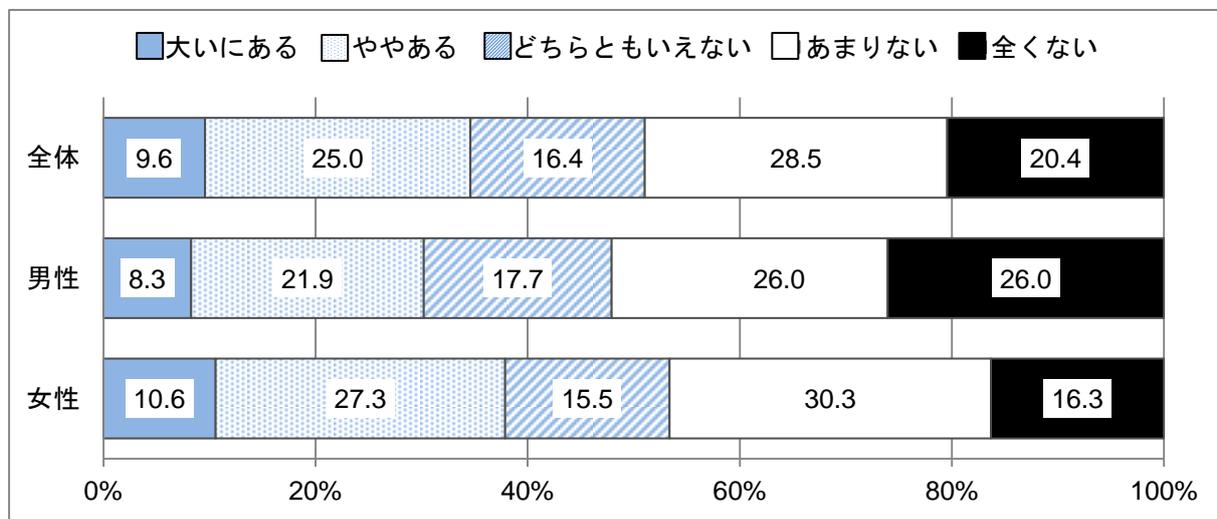
【問4】 益田市の政策に、女性の意見や考え方をもっと反映させるべきだと思いますか。



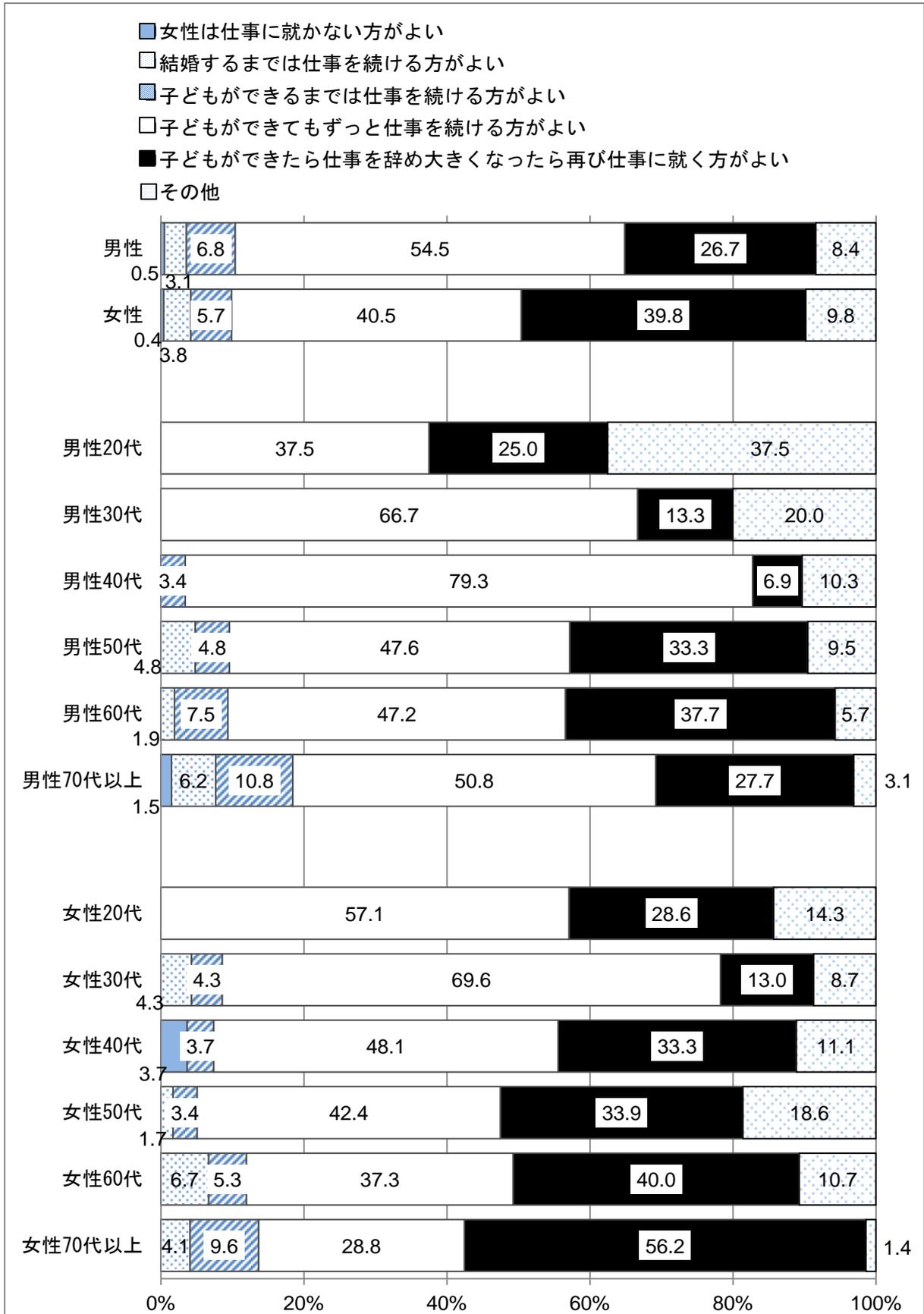
【問5】 現在益田市では、女性が施策や計画決定の場により参画するために、委員会等の委員選考にあたり女性委員が全体の40%以上になることを目標にしていますが、そのことについてどう考えますか。



【問6】これまでの自分を振り返ったとき、進学や就職などの進路決定に際し、性別による不公平を感じたことはありますか。

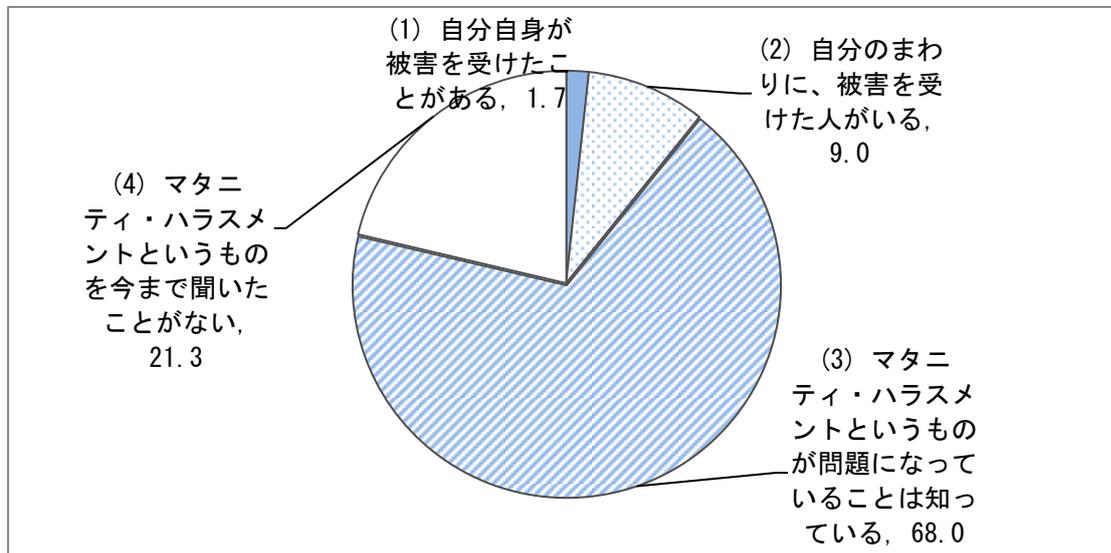


【問7】一般的に、女性が仕事に就くことについて、どう考えますか。

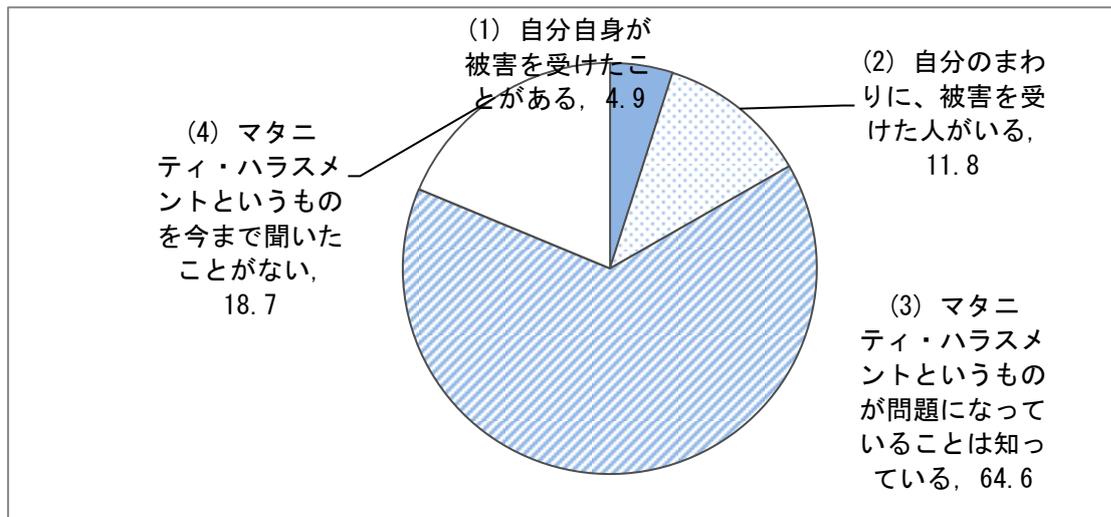


【問8】職場でのマタニティ・ハラスメント（妊娠や出産した女性に対して退職を迫るなどのいやがらせをすること）を身近に経験したことがありますか。

<男性>

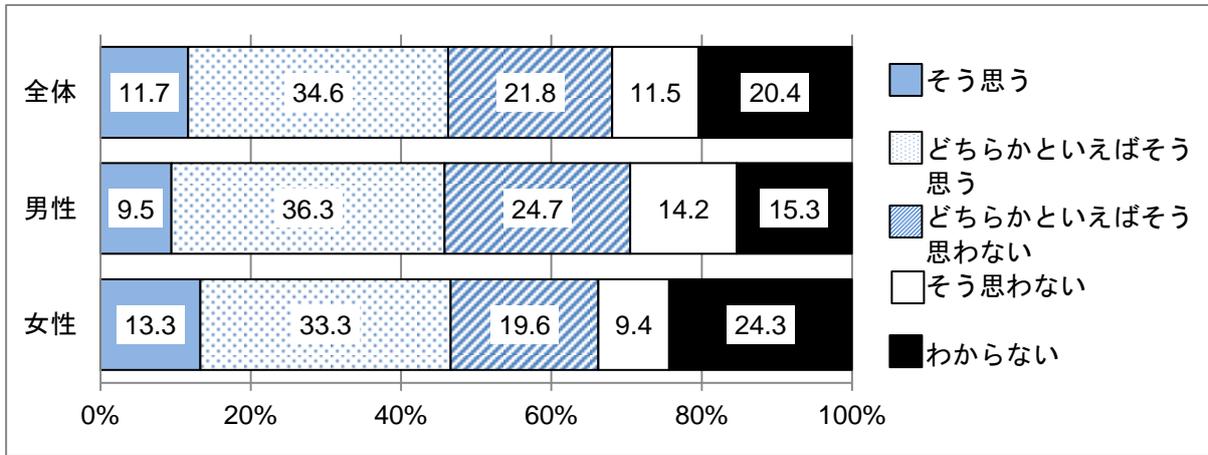


<女性>

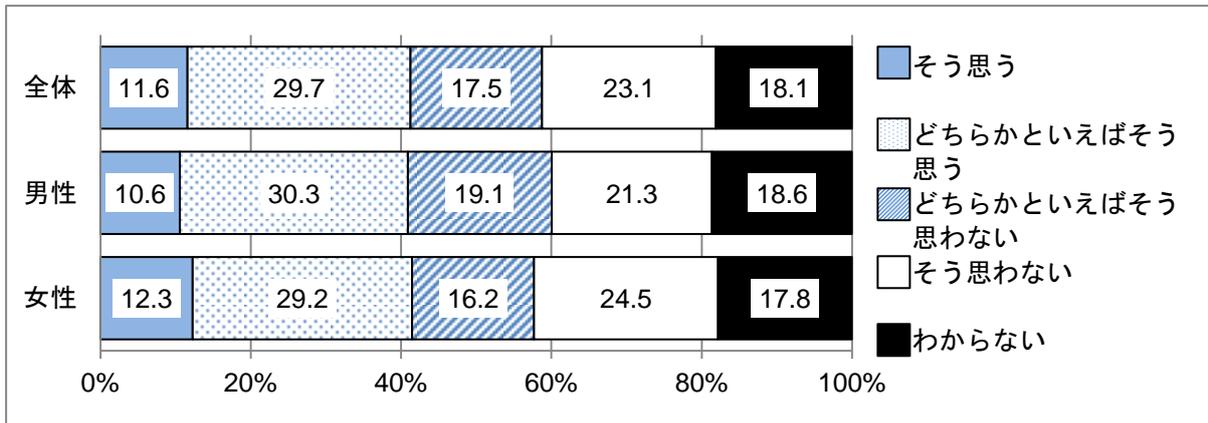


【問9】 あなたがお住まいの地域についておたずねします。

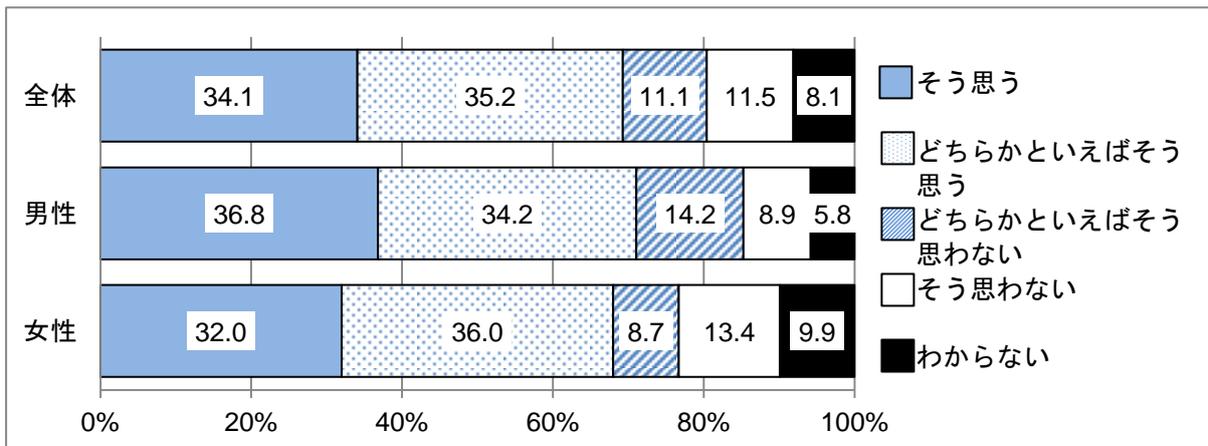
(1) 女性が、地域でいきいきと活躍している



(2) 地域には、女性を取り巻くさまざまな偏見、固定的な社会通念、習慣・しきたりがある

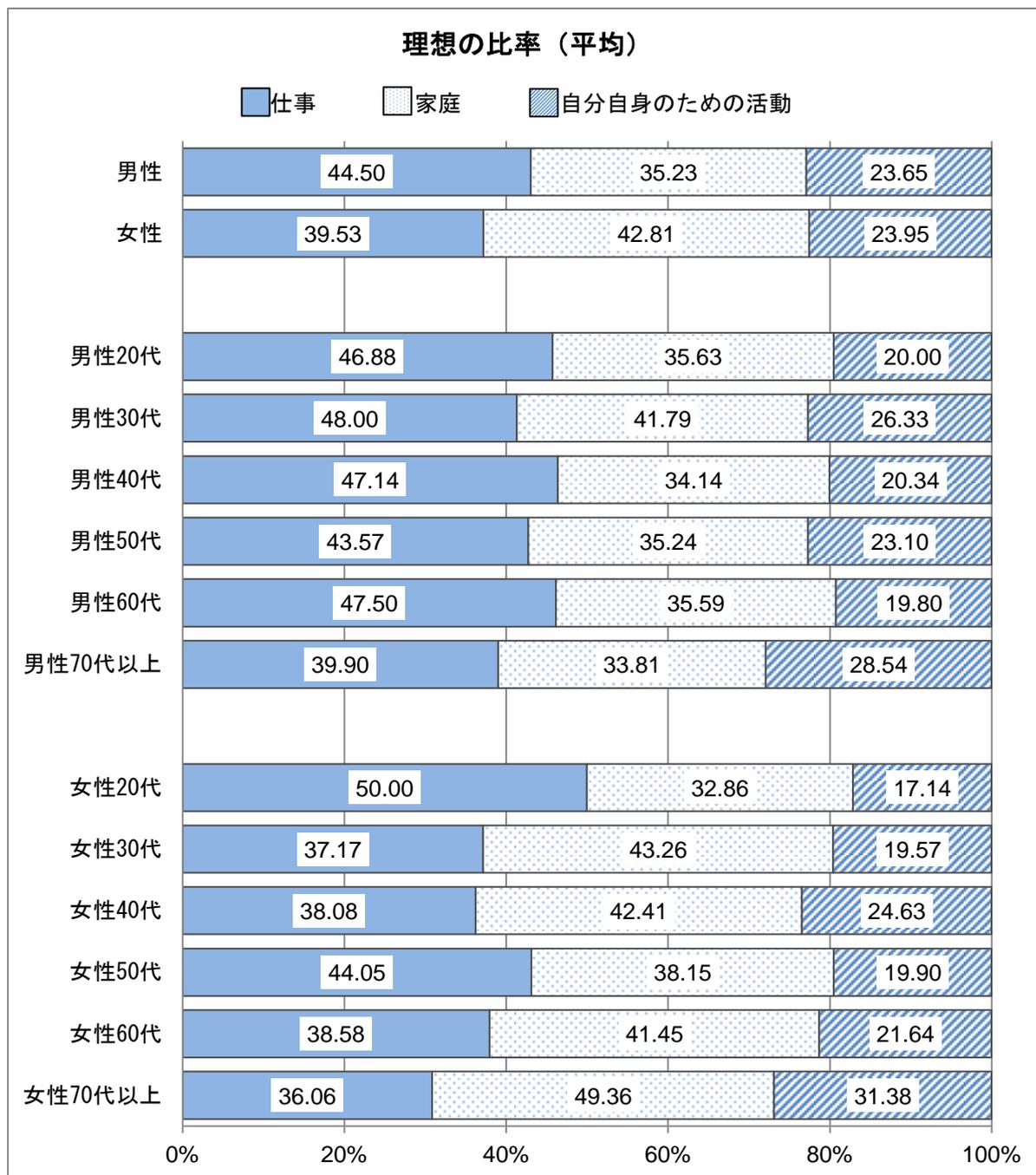


(3) 自治会は、いつも男性が仕切っている

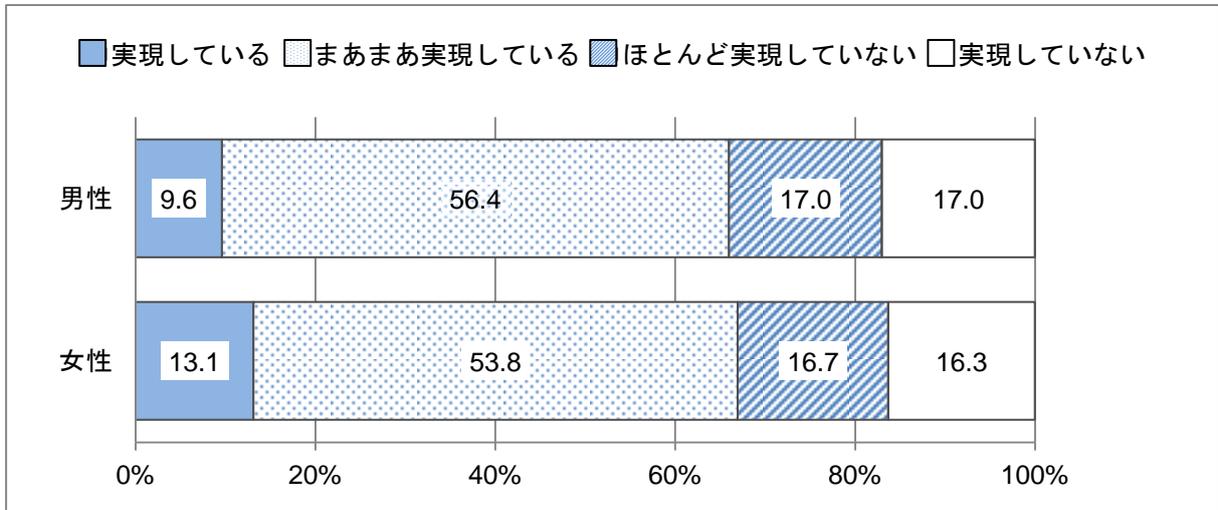


【問 10】「仕事」と「家庭」と「趣味など自分自身のための活動」の3つの間のバランスとして、
現在あなたはどんな理想をお持ちですか。また、それは実現していますか。

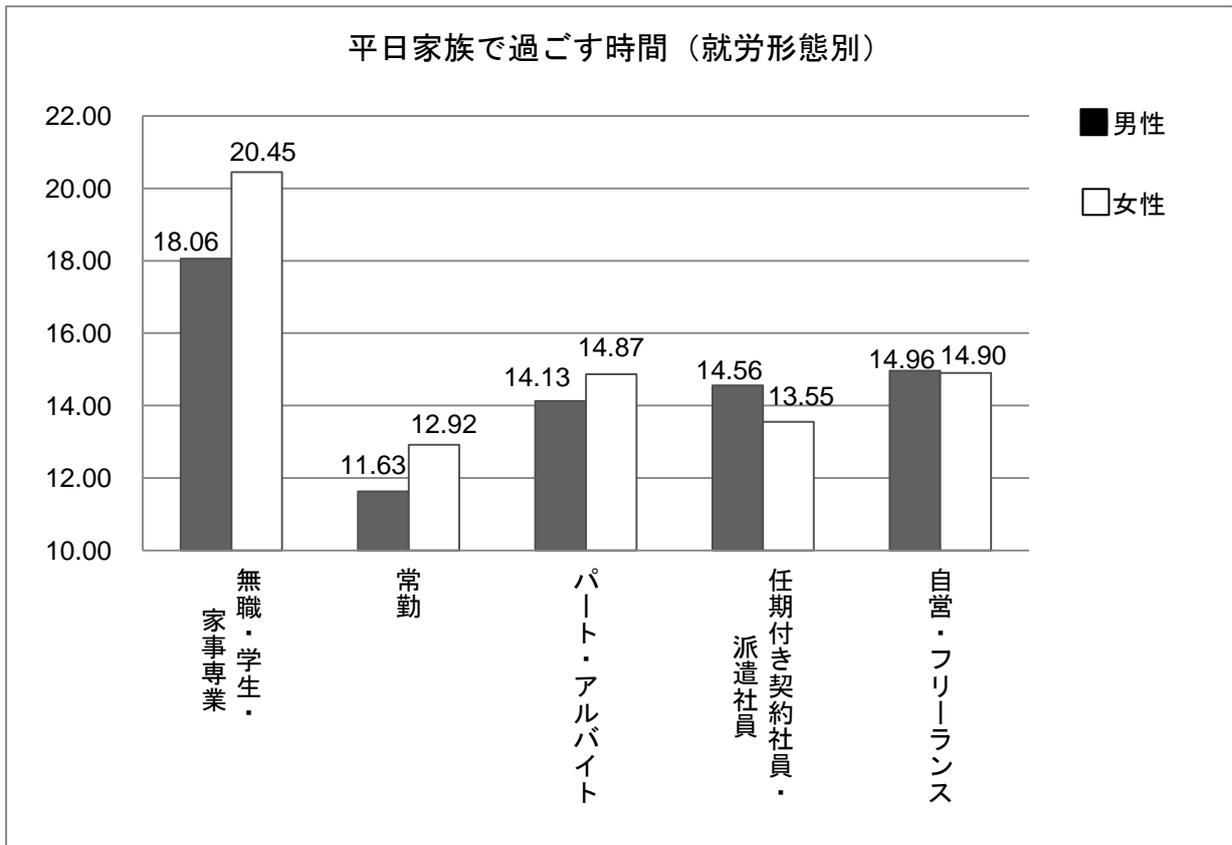
(1) 理想とするそれぞれの比率について、数字をご記入ください（合計が100パーセント
になるようにしてください）。



(2) 前述で答えたバランスは、実現していますか。



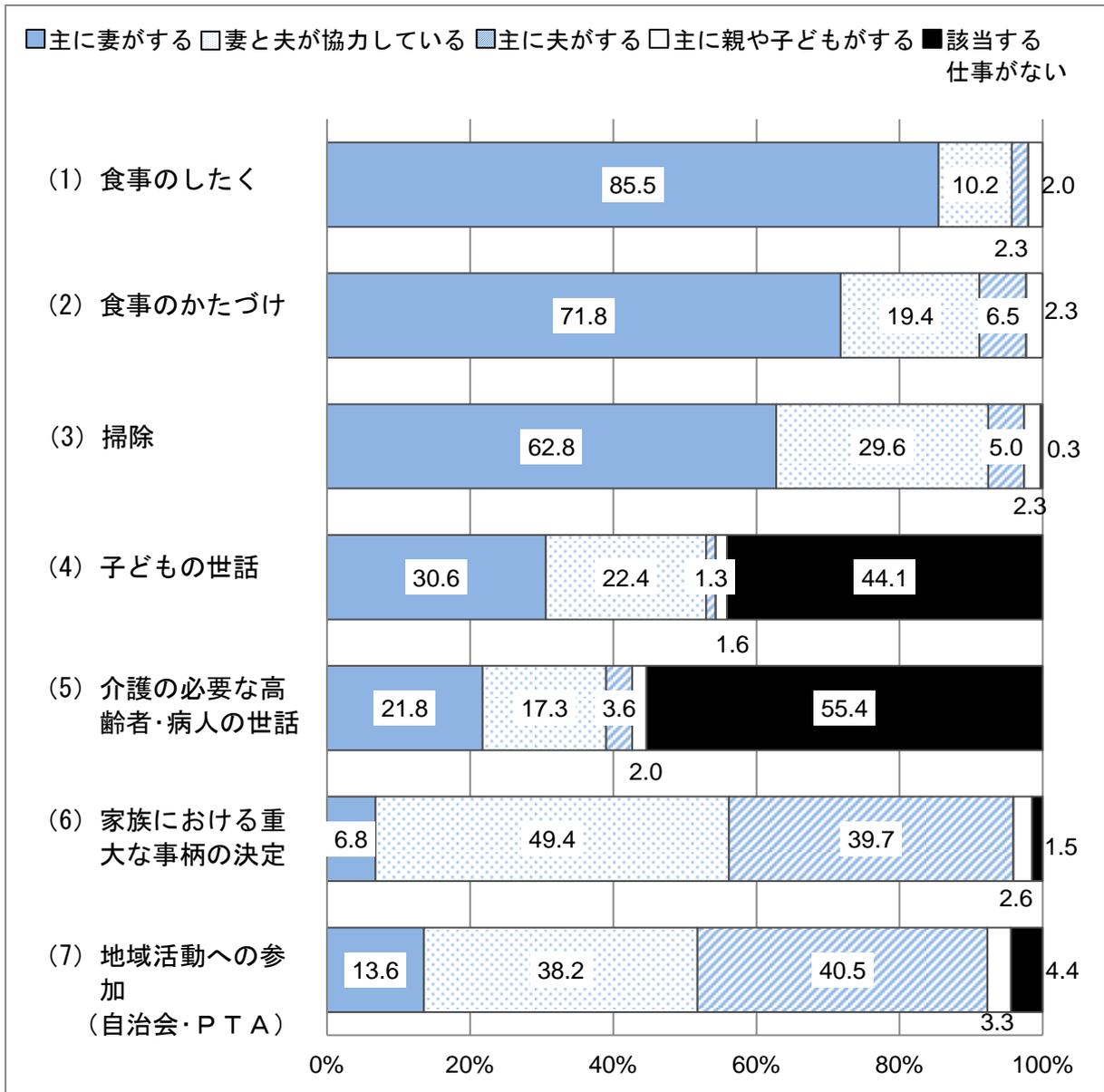
【問 11】あなたが平日家庭で過ごす時間は平均何時間ですか（睡眠時間含む）。



【問 12】 現在、あなたは配偶者（パートナー）と一緒に暮らしていますか。

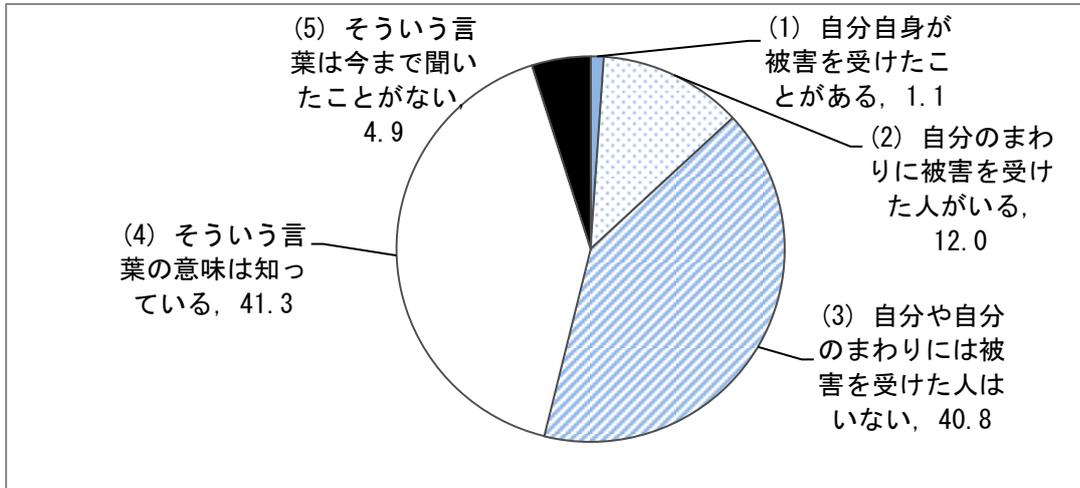
【問 12-1】 配偶者（パートナー）のいらっしゃる方にお伺いします。

家庭の中で次の仕事は誰が担当されていますか。

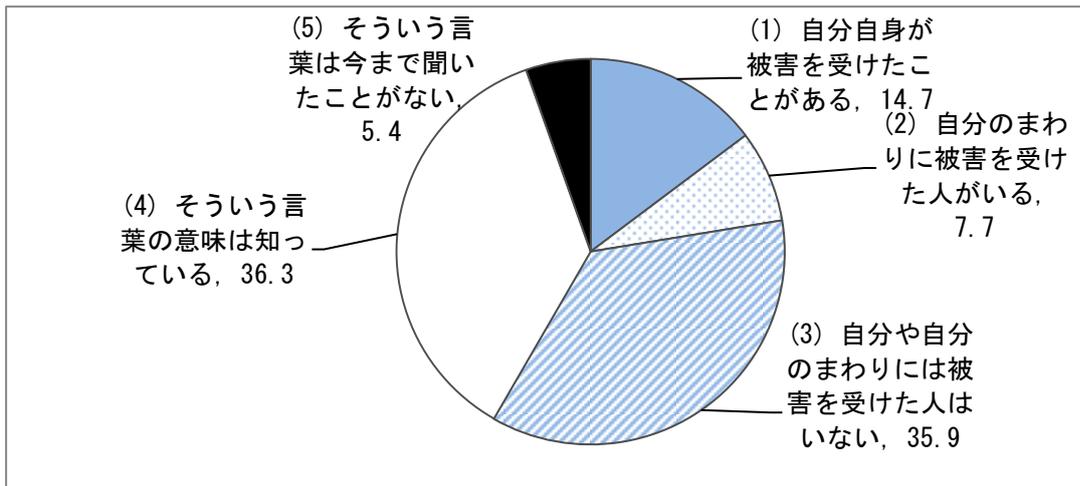


【問 13】 セクシュアル・ハラスメント（性的ないやがらせ）による被害を受けたことがありますか。

<男性>

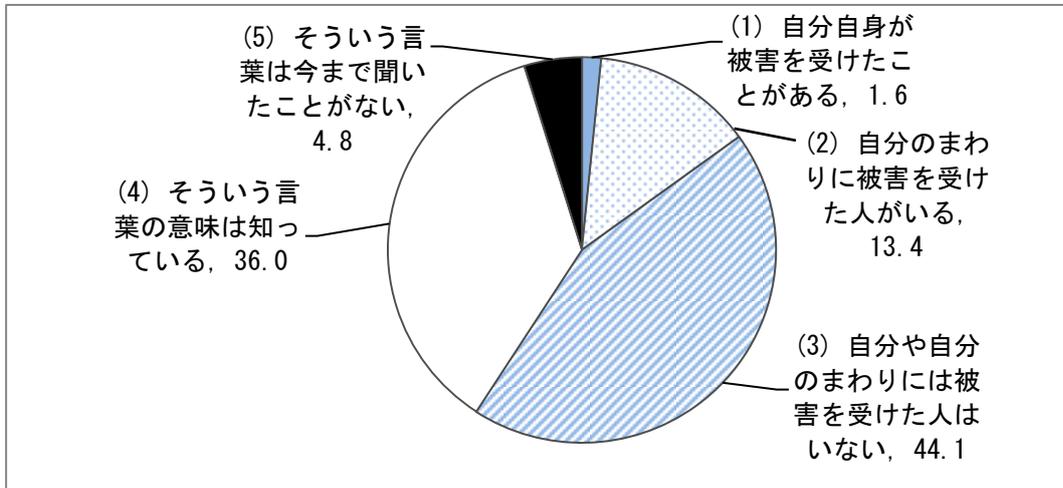


<女性>

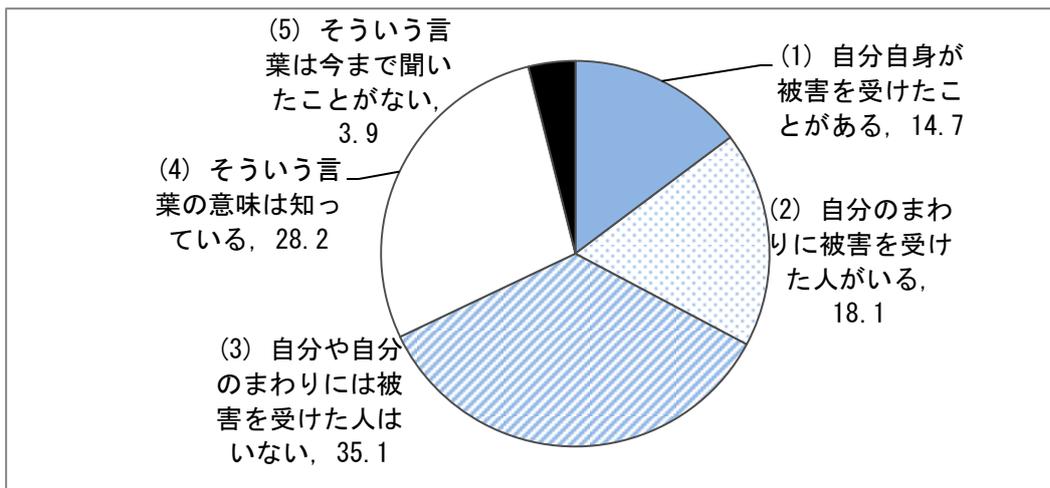


【問 14】ドメスティック・バイオレンス（配偶者やパートナーからの身体的・精神的な暴力）による被害を受けたことがありますか。

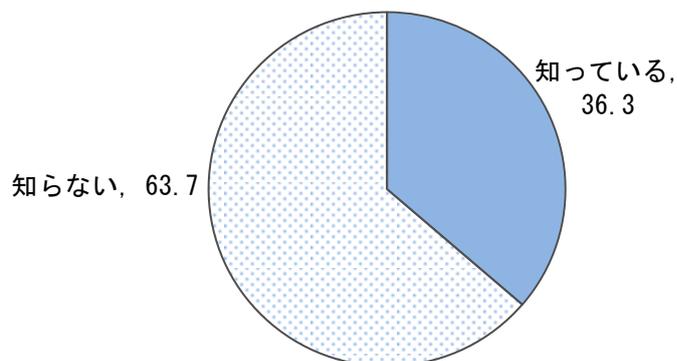
<男性>



<女性>

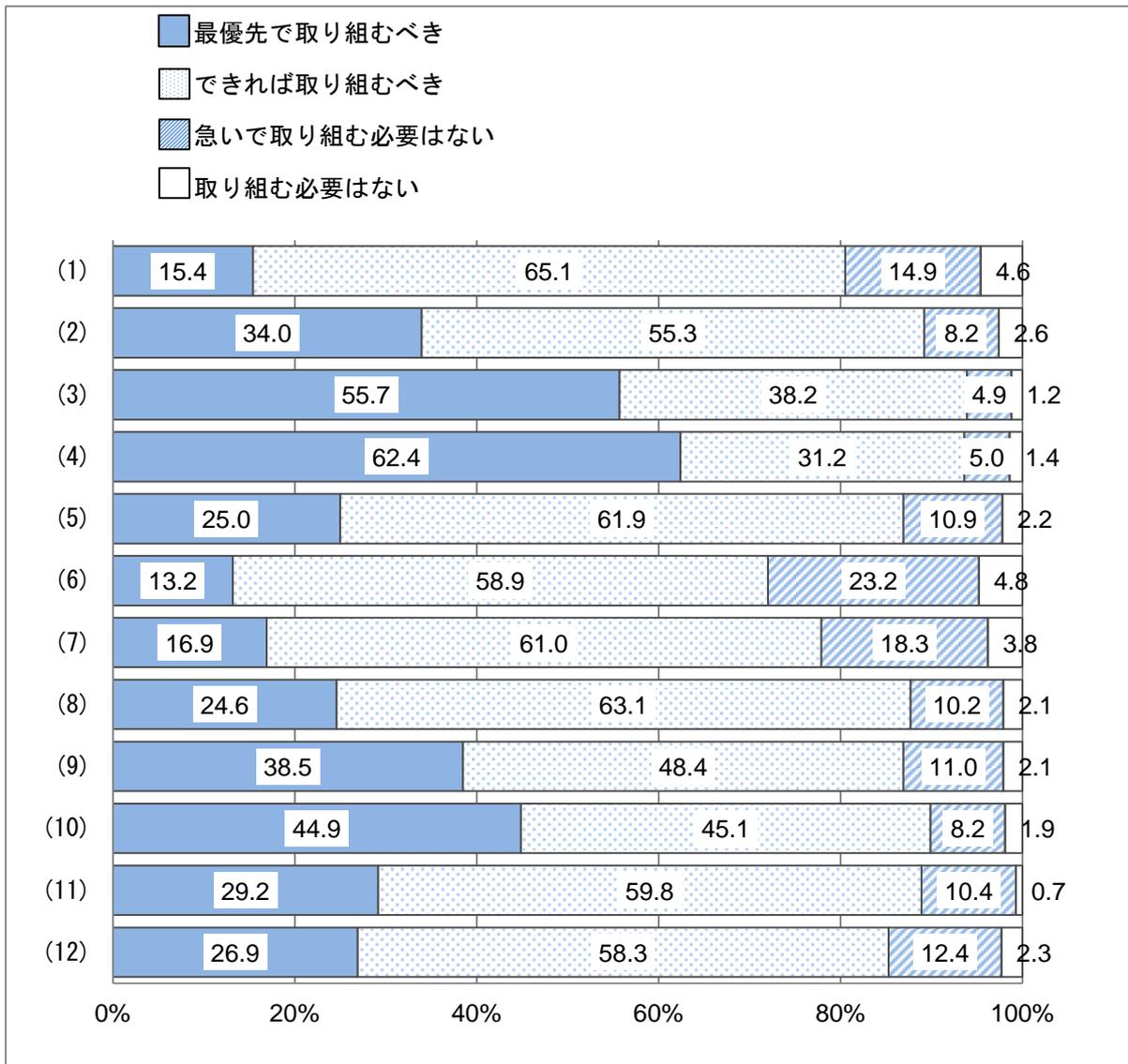


【問 15】ドメスティック・バイオレンスに関する相談窓口を知っていますか。

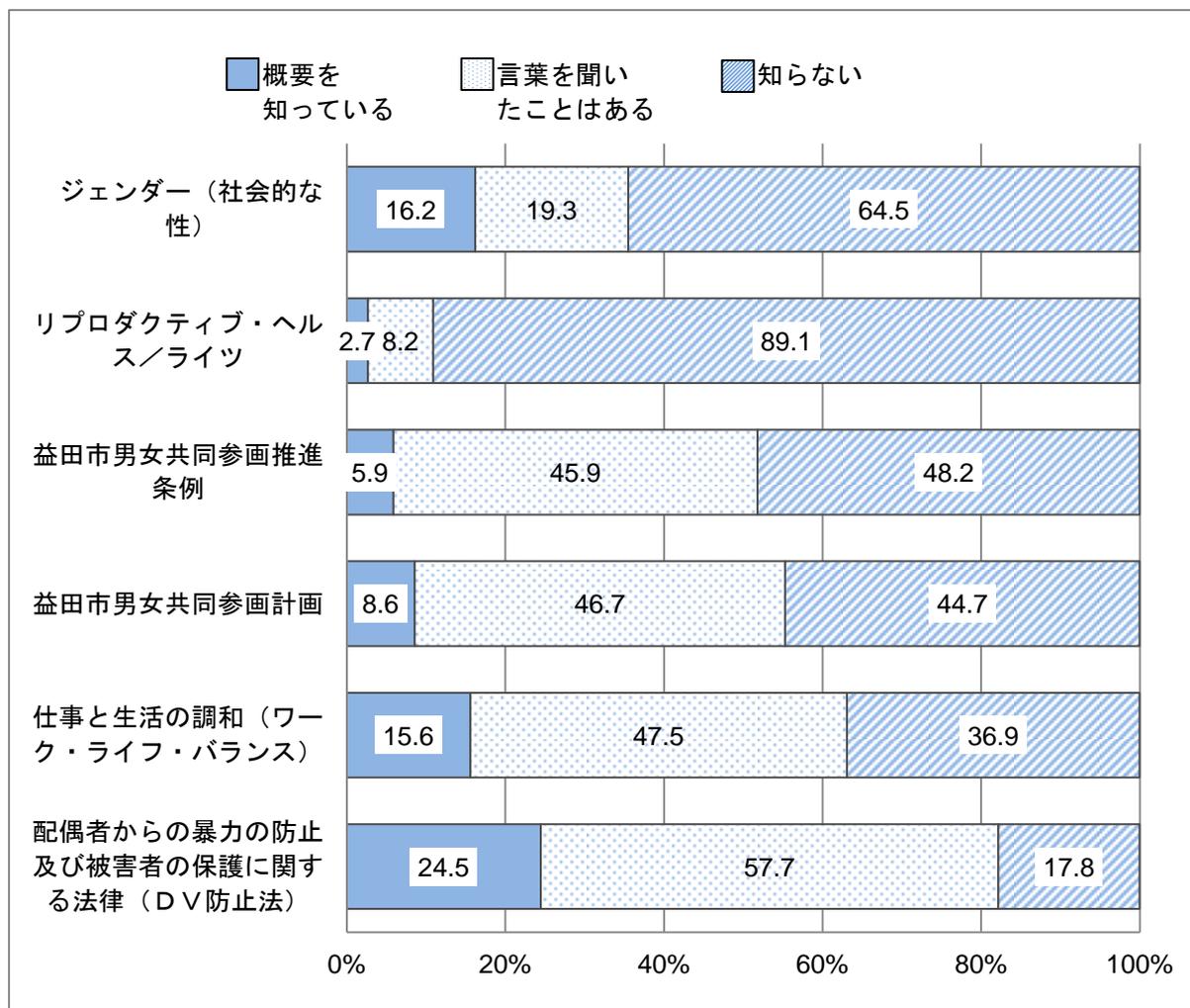


【問 16】男女共同参画社会の実現に向け、益田市として、優先的に取り組むべき課題は何だと思えますか。

- (1) 男女共同参画に関する学習機会の充実
- (2) 女性のための就業支援の充実
- (3) 子育て環境・サービスの充実
- (4) 高齢者や病人の施設や介護サービスの充実
- (5) 職場環境の整備に関する働きかけ
- (6) 男性のための相談機能の充実
- (7) 男女共同参画に関する意識啓発活動
- (8) 女性のための相談機能の充実
- (9) 女性に対する暴力根絶のための取組
- (10) ドメスティック・バイオレンス(配偶者やパートナーからの身体的・精神的な暴力)被害者支援
- (11) 防災・災害復旧時における男女共同参画の推進
- (12) 男女共同参画の視点に立った教育の充実



【問 17】 次の言葉やことがらについて知っていますか。



●男女共同参画社会基本法（平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号）
最終改正：平成 11 年 12 月 22 日法律第 160 号

前文

第一章 総則（第一条—第十二条）

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条—第二十条）

第三章 男女共同参画会議（第二十一条—第二十八条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること

を旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する

施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（苦情の処理等）

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

（調査研究）

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

（国際的協調のための措置）

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（地方公共団体及び民間の団体に対する支援）

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

（設置）

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。

二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

（組織）

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

（議長）

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法（平成九年法律第七号）は、廃止する。

(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法（以下「旧審議会設置法」という。）第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則 （平成十一年七月一六日法律第一〇二号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定公布の日

(職員の身分引継ぎ)

第三条 この法律の施行の際現に従前の総理府、法務省、外務省、大蔵省、文部省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省、郵政省、労働省、建設省又は自治省（以下この条において「従前の府省」という。）の職員（国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第八条の審議会等の会長又は委員長及び委員、中央防災会議の委員、日本工業標準調査会の会長及び委員並びにこれらに類する者として政令で定めるものを除く。）である者は、別に辞令を発せられない限り、同一の勤務条件をもって、この法律の施行後の内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省若しくは環境省（以下この条において「新府省」という。）又はこれに置かれる部局若しくは機関のうち、この法律の施行の際現に当該職員が属する従前の府省又はこれに置かれる部局若しくは機関の相当の新府省又はこれに置かれる部局若しくは機関として政令で定めるものの相当の職員となるものとする。

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 （平成十一年一月二二日法律第一六〇号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。

●益田市男女共同参画推進条例（益田市条例第12号）

目次

前文

第1章 総則（第1条—第6条）

第2章 男女共同参画を阻害する行為の禁止等（第7条・第8条）

第3章 男女共同参画の推進に関する基本的施策（第9条—第20条）

第4章 益田市男女共同参画審議会（第21条・第22条）

第5章 雑則（第23条）

附則

わが国では、基本的人権を保障し、個人の尊重と法の下での平等をうたう日本国憲法の下、男女が性別による差別的な取扱いを受けないことを盛り込んだ男女共同参画社会基本法を制定するなど、男女共同参画社会の形成に向けて様々な取組が行われてきた。

本市においても、誰もがいきいきと安心して暮らすことのできる豊かで活力に満ちた社会を築いていくため、益田市男女共同参画計画の策定や益田市男女共同参画推進協議会の設置などの制度整備に取り組んできたところである。

しかしながら、性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく社会通念、慣習が社会の広範な分野に依然として残っており、政策又は方針の決定過程への女性の参画は進んでいない。また、近年においては、配偶者間の暴力に代表される性別に起因する人権侵害など、多くの問題が顕在化している。

このような状況の中、互いに人権を尊重しつつ、個性と能力を十分に発揮することのできる男女共同参画社会を実現することが最も重要な課題である。

ここに本市は、男女共同参画の推進に関する基本理念並びに市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、相互の連携協力の下に男女共同参画社会の実現を目指すことを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、市が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（以下「男女共同参画施策」という。）の基本的事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会を実現することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が性別にかかわらず個人として尊重され、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、その個性と能力を十分に発揮することができ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 市民 市内に住所を有し、市内に通勤し、又は市内に通学する者をいう。

- (3) 事業者 市内において事業活動を行う個人及び法人その他の団体をいう。
- (4) ドメスティック・バイオレンス 配偶者その他親密な関係にある、又はあった者から振られる身体的、精神的、性的又は経済的なあらゆる形の暴力的行為をいう。
- (5) ワーク・ライフ・バランス 一人一人が、やりがい及び充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、仕事と家庭、地域生活等との調和が保たれ、人生の各段階に応じて多様な生き方を選択し、及び実現できることをいう。
- (6) 積極的改善措置 社会のあらゆる分野における活動に参画する機会についての男女間の格差を改善するため、必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (7) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動又は行為により、他の者を不快にさせ、又は生活環境を害することをいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画の推進は、次に掲げる理念を基本として行わなければならない。

- (1) 男女が個人としての尊厳が重んじられ、性別による差別的な取扱いを受けず、個人として能力を発揮する機会が確保されること。
- (2) ドメスティック・バイオレンスその他性別に起因する暴力的行為が根絶されること。
- (3) 社会における制度や慣行が男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことがないように配慮されること、及び男女が性別による固定的な役割分担にとらわれることなく多様な生き方を選択できること。
- (4) 男女が社会の対等な構成員としてそれぞれのワーク・ライフ・バランスを尊重され、市における政策又は事業者における方針の立案及び決定の過程に参画する機会が確保されること。
- (5) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、家事、育児、介護等について、家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、社会における活動に対等に参画することができること。
- (6) 妊娠、出産その他の性と生殖に関する事項に関し、男女が互いの性を理解し合うこと、自らの意思が尊重されること、及び生涯にわたり健康な生活を営むことができること。
- (7) 男女共同参画社会の形成の促進に関する国際社会の動向に留意し、協調して行われること。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画施策を策定し、及び実施しなければならない。

- 2 市は、男女共同参画施策の実施に当たっては、積極的改善措置を講ずるよう努めなければならない。
- 3 市は、男女共同参画施策の実施に当たっては、国及び他の地方公共団体並びに市民及び事業者との連携に努めなければならない。
- 4 市は、男女共同参画施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、家庭、職場、地域、学校その他社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成に寄与するよう努めなければならない。

- 2 市民は、市が実施する男女共同参画施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、男女が共同してその事業活動に参加することができる体制及びその雇用する労働者がワーク・ライフ・バランスの実現を図ることのできる職場環境の整備に努めなければならない。

2 事業者は、市が実施する男女共同参画施策に協力するよう努めなければならない。

第2章 男女共同参画を阻害する行為の禁止等

(性別による人権侵害の禁止)

第7条 何人も、地域、学校、家庭、職域等社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進を阻害する次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 性別に基づく差別的な取扱い
- (2) セクシュアル・ハラスメント
- (3) ドメスティック・バイオレンスその他性別に起因する暴力的行為

(情報の表示における留意)

第8条 何人も、公衆に情報を表示する際には、前条各号に掲げる行為を助長する表現をしないよう努めなければならない。

第3章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

(男女共同参画計画)

第9条 市長は、男女共同参画施策を総合的かつ計画的に実施するため、男女共同参画社会基本法(平成11年法律第78号)第14条第3項に規定する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 市長は、男女共同参画計画を策定しようとするときは、次章に規定する益田市男女共同参画審議会(以下この章において「審議会」という。)の意見を聴かななければならない。

3 市長は、男女共同参画計画を策定したときは、遅滞なくこれを公表しなければならない。

4 前2項の規定は、男女共同参画計画を変更する場合に準用する。

(推進体制の整備)

第10条 市は、前条の男女共同参画計画に基づく男女共同参画施策を実施するため、必要な体制の整備をするものとする。

(情報の収集、調査、研究等)

第11条 市は、男女共同参画施策の策定と実施に必要な情報の収集、調査、研究等及びその結果の公表その他の適切な措置を講ずるものとする。

(年次報告)

第12条 市長は、毎年度、男女共同参画施策の実施状況を審議会に報告するとともに、これを公表しなければならない。

(男女共同参画の理解と啓発)

第13条 市は、基本理念に関する市民及び事業者の理解を深めるため、啓発を目的とした広報その他適切な措置を講ずるものとする。

(防災の分野における施策の推進)

第14条 市は、災害対応を含む防災の分野において、男女共同参画が推進されるよう必要な措

置を講ずるものとする。

(仕事と生活の調和の推進)

第15条 市は、男女が共に仕事と家庭生活、地域活動その他の活動との調和を図ることができるよう、ワーク・ライフ・バランスの視点に立った必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(教育における配慮)

第16条 市は、学校教育及び社会教育において、基本理念に配慮した教育が行われるよう、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(市の施策全般の実施に当たっての留意)

第17条 市は、その実施する施策全般にわたり男女共同参画の推進に留意するものとする。

(相談への対応)

第18条 市長は、性別による差別的な取扱いその他の男女共同参画を阻害する行為に関する市民又は事業者からの相談に対し、関係機関と連携して適切に対応するものとする。

(苦情の処理)

第19条 市長は、市の実施する施策に関する市民又は事業者からの苦情の申出に対し、適切に対応するよう努めるものとする。

2 市長は、必要があると認めるときは、前項の苦情への対応に当たり、審議会の意見を聴くものとする。

(ドメスティック・バイオレンス等への対応)

第20条 市長は、ドメスティック・バイオレンスその他性別に起因する暴力的行為に関する市民からの相談に対し、関係機関と連携して、必要な措置を講ずるものとする。

第4章 益田市男女共同参画審議会

(設置及び所掌事務)

第21条 市長は、次に掲げる事務を行うため、益田市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- (1) 市長の諮問に応じ、第9条第2項の規定により市が策定する男女共同参画計画に関し必要な事項について調査し、及び審議すること。
- (2) 第12条の規定による男女共同参画施策の実施状況に係る市長からの年次報告に関し必要な意見を述べること。
- (3) 第19条第2項の規定による男女共同参画に関する市民又は事業者からの苦情に関し必要な意見を述べること。
- (4) 前各号のほか、男女共同参画に関する市の基本的かつ総合的な施策に係る進捗状況その他の重要事項について調査し、及び審議すること。

(組織等)

第22条 審議会の委員は、15人以内とし、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 公募に応じた者
- (3) その他市長が必要と認める者

2 男女いずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満であってはならない。

3 委員の任期は2年とし、委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

4 審議会の会議の議決は、出席委員の過半数をもって決する。

第5章 雑則

(委任)

第23条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に策定されている益田市男女共同参画計画は、この条例の規定により策定されたものとみなす。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第19号）の一部を次のように改める。

別表第1中

男女共同参画推進協議会委員		を
男女共同参画審議会委員		に改める。

●益田市男女共同参画推進条例施行規則（益田市規則第22号）

（趣旨）

第1条 この規則は、益田市男女共同参画推進条例（平成26年益田市条例第12号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則で使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

（苦情の申出）

第3条 条例第19条第1項に規定する苦情の申出は、男女共同参画推進に関する苦情申出書（様式第1号）を市長に提出して行うものとする。ただし、市長が当該申出を書面により行うことができない特別の理由があると認めるときは、口頭その他適切な方法によりこれを行うことができる。

2 前項の規定にかかわらず、当該申出の内容が次の各号のいずれかに該当するものであるときは、同項による対応の対象としない。

(1) 現に地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項に基づく監査の請求がなされている事案に関するもの。

(2) 現に行政不服審査法（昭和37年法律第160号）に基づく不服申立てがなされている事案に関するもの。

(3) 現に訴訟が裁判所に係属している事案に関するもの。

(4) 現に益田市議会に対して請願がなされている事案に関するもの。

（苦情の処理）

第4条 市長は、前条第1項の苦情の申出があったときは、当該事案に関し、適切な対応を図るものとする。

2 市長は、前項の対応に関し、専門的な見地からの意見を要すると認めるときは、条例第19条第2項の規定により、条例第21条に規定する益田市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）に諮問するものとする。

（苦情処理の通知及び公表）

第5条 市長は、前条による苦情の処理について、その内容を処理結果等通知書（様式第2号）により当該苦情の申出者に通知するものとする。

2 市長は、前条による苦情の処理について、年度毎にその内容、件数等の状況を公表するものとする。

（審議会の会長等）

第6条 条例第21条に規定する審議会に会長及び副会長各1人を置き、それぞれ委員の互選により定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（審議会の会議）

第7条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じ会長が招集し、会長が議長とな

る。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことはできない。

(関係者の出席等)

第8条 会長は、調査及び審議のため必要と認めるときは、第3条第1項の苦情の申出のあった事案に係る関係者その他の参考人（以下「参考人」という。）に対し、意見若しくは説明を聴取するため会議への出席を求め、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第9条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 前項の規定は、会議に出席した参考人について準用する。この場合において、同項中「職務上」とあるのは「会議において」と読み替えるものとする。

(庶務)

第10条 審議会の庶務は、福祉環境部人権センターにおいて処理する。

(その他)

第11条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会議に諮り会長が定め、その他条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(会議招集の特例)

2 第7条第1項の規定にかかわらず、最初の審議会の会議は、市長が招集する。

(益田市男女共同参画推進協議会設置規則の廃止)

3 益田市男女共同参画推進協議会設置規則（平成22年益田市規則第29号）は、廃止する。

益田市男女共同参画審議会委員名簿

No	役職	氏名	所属		備考
			機関・団体名等	役職	
1	会長	片岡 佳美	島根大学法文学部	教授	学識経験を有する者
2		真鍋 俊枝	島根県弁護士会 (益田ひまわり基金法律事務所)	所長	
3		稲田 千賀子			公募委員
4		松井 哲子			
5	副会長	山尾 優美	人権擁護委員		その他市長が必要と認める者
6		平岡 敏夫	益田警察署	署長	
7		名田 文洋	益田商工会議所		
8		三浦 達也	連合島根西部地域協議会 益田地区会議		
9		出雲 佳代子	しまね女性人材リスト登録者		
10		吉松 志保	益田市小・中学校長会	桂平小学校長	
11		大賀 温	地区振興センター長会	種地区振興センター長	
12		中野 純	益田市PTA連合会	会長	
13		大久保 稔	連合自治会長連絡会	会長	
14		小川 律子	島根県男女共同参画サポーター		
15		島田 滋子	男女共同参画ワーキンググループ	代表	

※平成 28 年 3 月 31 日現在

用語の解説（五十音順）

イクボス

職場で共に働く部下・スタッフのワークライフバランス（仕事と生活の両立）を考え、その人のキャリアと人生を応援しながら、組織の業績も結果を出しつつ、自らも仕事と私生活を楽しむことができる上司（経営者・管理職）のことをいう。

イクメン

子育てする男性（メンズ）の略語。積極的に子育てを楽しみ、自らも成長する男性のことをいう。

セクシャル・ハラスメント（セクハラ）

性的な言動による嫌がらせ行為。

ドメスティック・バイオレンス（DV）

配偶者その他親密な関係にある、又はあった者から振るわれる身体的、精神的、性的又は経済的なあらゆる形の暴力行為をいう。

マタニティ・ハラスメント（マタハラ）

働く女性が妊娠・出産を理由として職場で受ける精神的・肉体的な嫌がらせ行為。

リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）

身体的、精神的、社会的に良好な状態にあり、安全に性生活を営み、子どもをいつ何人産むか産まないかなどについて、女性の自己決定を尊重する考え方のことで、安全な妊娠・出産や子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれている。広く女性の生涯にわたる健康の確立をめざすものであり、国際的に女性の人権の一つとして認識されている。

ワーク・ライフ・バランス

一人一人が、やりがい及び充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、仕事と家庭、地域生活等との調和が保たれ、人生の各段階に応じて多様な生き方を選択し、及び実現できることをいう。

【男女共同参画に関する相談窓口】

名称	住所	連絡先
益田市人権センター	〒698-0036 益田市須子町 3 番 1 号	TEL:31-0412 FAX:31-0414

【庁内関係課】

名称	住所	連絡先
人口拡大課	〒698-8650 益田市常盤町 1 番 1 号	TEL:31-0600 FAX:23-2456
人事課	〒698-8650 益田市常盤町 1 番 1 号	TEL:31-0131 FAX:23-5001
危機管理課	〒698-8650 益田市常盤町 1 番 1 号	TEL:31-0601 FAX:23-5001
子育て支援課	〒698-0024 益田市駅前町 17 番 1 号 益田駅前ビル EAGA2 階	TEL:31-0243 FAX:23-7134 TEL:31-1977 (子育てあんしん相談室)
子育て支援センター	〒698-0023 益田市常盤町 11 番 1 号	TEL:22-2851 FAX:22-2851
健康増進課	〒698-0024 益田市駅前町 17 番 1 号 益田駅前ビル EAGA2 階	TEL:31-0214 FAX:23-7134
生活福祉課	〒698-8650 益田市常盤町 1 番 1 号	TEL:31-0241 FAX:31-8120
高齢者福祉課 益田市地域包括支援 センター	〒698-8650 益田市常盤町 1 番 1 号	TEL:31-0245 FAX:24-0181
産業支援センター	〒698-0024 益田市駅前町 17 番 1 号 益田駅前ビル EAGA3 階	TEL:31-0341 FAX:22-0437
農業振興課	〒698-8650 益田市常盤町 1 番 1 号	TEL:31-0316 FAX:24-0452
林業水産課	〒698-8650 益田市常盤町 1 番 1 号	TEL:31-0313 FAX:24-0452
観光交流課	〒698-0024 益田市駅前町 17 番 1 号 益田駅前ビル EAGA3 階	TEL:31-0331 FAX:23-4655
美都住民福祉課	〒698-0292 益田市美都町都茂 1803 番地 1	TEL:52-2311 FAX:52-2190
匹見住民福祉課	〒698-1211 益田市匹見町匹見 イ 1260 番地	TEL:56-0300 FAX:56-0362
教育総務課	〒698-8650 益田市常盤町 1 番 1 号	TEL:31-0441 FAX:24-1380
学校教育課	〒698-8650 益田市常盤町 1 番 1 号	TEL:31-0451 FAX:24-1380
社会教育課	〒698-0033 益田市元町 11 番 26 号	TEL:31-0621 FAX:31-0641

【その他関係機関】

名称	住所	連絡先
島根県益田児童相談所	〒698-0041 益田市高津四丁目 7番47号	TEL:31-1886 FAX:22-0075
益田警察署生活安全課	〒698-0004 益田市東町7番5号	TEL:22-0110 FAX:23-7275
松江地方法務局 益田支局	〒698-0027 益田市あけぼの東町 4番6号	TEL:22-0429 FAX:22-0429
益田公共職業安定所	〒698-0027 益田市あけぼの東町 4番6号	TEL:22-8609 FAX:23-2622
益田労働基準監督署	〒698-0027 益田市あけぼの東町 4番6号	TEL:22-2351 FAX:22-8035
益田市社会福祉協議会	〒698-0036 益田市須子町3番1号	TEL:22-7256 FAX:23-4177
益田人権擁護委員協議 会	〒698-0027 益田市あけぼの東町 4番6号	TEL:23-2871 FAX:22-0429

第3次益田市男女共同参画計画

発行年月：平成28年3月

発行：益田市福祉環境部人権センター

〒698-0036 島根県益田市須子町3番1号

TEL：(0856) 31-0412

FAX：(0856) 31-0414

E-mail：jinken@city.masuda.lg.jp